

平成九年大蔵省・農林水産省令第一号

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則

農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律施行令(平成九年政令第八号) 第三条、第四条及び第六条の規定に基づき、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律施行規則を次のように定める。

(信用事業強化措置)

第一条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号。以下「法」という。)第四条第二項第三号の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 自己資本の充実を図るための措置
二 前号に掲げるもののほか、財務内容の健全性の確保を図るための措置

(基本方針の届出)

第二条 法第四第四第六項の規定による届出は、届出書に次に掲げる書類を添付して、基本方針を定め、又はこれを変更した日から十四日以内に、これを農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 基本方針を定めた場合には当該基本方針、基本方針を変更した場合には変更しようとする事項及びその理由を記載した書面
二 法第四第四第三項の総会(同条第四項の総代会を含む。)及び同条第五項の経営管理委員会(情報通信の技術を利用する方法)

第三条 法第十一條第四項の主務省令で定める方法(法第十一條第四項(法第二十五條第二項)において準用する場合を含む。)の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるもの)に係る記録媒体をいう。第五條の五において同じ。
五 五をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(法第十一條第四項の主務省令で定める方法) 第四条 法第十一條第四項(法第二十五條第二項)において準用する場合を含む。)の主務省令で定める方法は、前条第二号に掲げる方法とする。

(催告を要しない債権者)

第五条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令(平成九年政令第八号。以下「令」という。)第三条第一項の債権者で農林水産省令・内閣府令で定めるものは、保護預り契約に係る債権者とする。

2 令第三条第二項において準用する同条第一項の債権者で農林水産省令・内閣府令で定めるものは、共済契約に係る債権者及び保護預り契約に係る債権者とする。

(合併等を決議等する際に公告及び催告すべき事項)

第五条の二 法第十二條第一項第二号(法第二十七條において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る貸借対照表を主たる事務所に備置している旨(最終事業年度がない場合にあつては、その旨)とする。

(農林中央金庫の事前開示事項)

第五条の三 法第十二條の二第一項の主務省令で定める事項は、農林中央金庫については、次に掲げる事項とする。

- 一 令第一条第二号及び第四号に掲げる事項についての定め(当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと)の相当性に関する事項
二 信用農水産業協同組合連合会(法第二条第二項に規定する信用農水産業協同組合連合会をいう。以下同じ。)(清算組合(農業協同組合(昭和二十二年法律第百三十二号)第七十二条の三又は水産業協同組合(昭和二十三年法律第百四十二号)第九十二条第五項若しくは同法第百零五項において準用する同法第七十七條において読み替へて準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百七十五條(第三号を除く。))の規定により清算する信用農水産業協同組合連合会をいう。次号及び次条第四号において同じ。)を除く) 二 について次に掲げる事項
イ 最終事業年度に係る決算関係書類(農業協同組合法第三十六條第七項及び水産業協

同組合法第四十條第七項に規定する決算関係書類をいう。)(最終事業年度がない場合にあつては、当該信用農水産業協同組合連合会の成立の日における貸借対照表)の内容
ロ 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、信用農水産業協同組合連合会の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該信用農水産業協同組合連合会の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第十二條の二第一項第二号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日(以下この条において「合併契約備置開始日」という。))後合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。

三 信用農水産業協同組合連合会(清算組合に限る。)が農業協同組合法第七十二條第一項又は水産業協同組合法第九十二條第五項若しくは同法第百零五項において準用する同法第七十五條第一項の規定により作成した貸借対照表
四 農林中央金庫において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の農林中央金庫の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(合併契約備置開始日後合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

五 合併が効力を生ずる日以後における農林中央金庫の債務(法第十二條第一項の規定による合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項
六 合併契約備置開始日後合併が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項
(信用農水産業協同組合連合会の事前開示事項)
第五条の四 法第十二條の二第一項の主務省令で定める事項は、信用農水産業協同組合連合会に

一 令第一条第二号及び第四号についての定め(当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと)の相当性に関する事項
二 農林中央金庫の定款の定め
三 農林中央金庫についての次に掲げる事項
イ 最終事業年度に係る決算関係書類(農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第三十五條第六項に規定する決算関係書類をいい、同条第一項に規定する附属明細書を除く。)の内容
ロ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の農林中央金庫の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第十二條の二第一項第一号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日(以下この条において「合併契約備置開始日」という。))後合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。

四 信用農水産業協同組合連合会(清算組合を除く。)についての次に掲げる事項
イ 信用農水産業協同組合連合会において最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、信用農水産業協同組合連合会の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の信用農水産業協同組合連合会の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(合併契約備置開始日後合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

五 合併が効力を生ずる日以後における農林中央金庫の債務(法第十二條第一項の規定による合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項
六 合併契約備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項
(電磁的記録)
第五条の五 法第十二條の二第一項の主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイ

二 農林中央金庫の定款の定め
三 農林中央金庫についての次に掲げる事項
イ 最終事業年度に係る決算関係書類(農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第三十五條第六項に規定する決算関係書類をいい、同条第一項に規定する附属明細書を除く。)の内容
ロ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の農林中央金庫の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第十二條の二第一項第一号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日(以下この条において「合併契約備置開始日」という。))後合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。

四 信用農水産業協同組合連合会(清算組合を除く。)についての次に掲げる事項
イ 信用農水産業協同組合連合会において最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、信用農水産業協同組合連合会の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の信用農水産業協同組合連合会の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(合併契約備置開始日後合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

五 合併が効力を生ずる日以後における農林中央金庫の債務(法第十二條第一項の規定による合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項
六 合併契約備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項
(電磁的記録)
第五条の五 法第十二條の二第一項の主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイ

ル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものである。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
第五条の六 次に掲げる規定に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

- 一 法第十二条の二第二項第三号
 - 二 法第十八条の二第三項第三号
- （合併認可申請書及び事業譲渡認可申請書の添付書類）

第六条 令第四条第一項の農林水産省令・内閣府令で定める合併認可申請書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 合併理由書
- 二 法第十条に規定する合併総会の議事録（法第九条の二第一項の規定により総会の承認を受けていないで合併を行う農林中央金庫にあつては、同項の経営管理委員会の議事録）
- 三 合併契約の内容を記載した書面
- 四 令第二条第一項の規定による通知をしたことを証する書面
- 四の二 法第十一条の二第一項又は第二項の規定による請求をした会員があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面
- 五 法第十二条第一項の規定による公告及び催告（合併を行う農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会が公告を官報のほか、定款に定めた法第十二条第二項各号のいずれかに掲げる公告の方法によりした場合における当該農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併してもその者を害するおそれがないことを証する書面

六 農林中央金庫の定款、事業計画書、事務所の所在地及び農林中央金庫代理業者（農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。次項において同じ。）が農林中央金庫代理業（同条第二項に規定する農林中央金庫代理業をいう。次項において同じ。）を営む営業所又は事務所を記載した書面並びに役員構成、その氏名及び略歴を記載した書面

七 農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会の合併の認可申請の直前に終了する事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに最近の日計表

八 法第十三条第一項の規定による持分払戻請求をした農林中央金庫の会員又は法第十四条第一項の規定による持分払戻請求をした信用農水産業協同組合連合会の会員に関する事項を記載した書面

九 法第十九条第二項の規定による業務の継続の期限を記載した書面

十 法第十九条第三項の規定による信託業務を終了したことを証する書面

十一 合併費用を記載した書面

十二 その他参考となるべき事項を記載した書面

令第四条第二項において準用する同条第一項の農林水産省令・内閣府令で定める事業譲渡認可申請書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 事業譲渡理由書
- 二 法第二十五条第一項の総会（同条第二項において準用する法第九条第三項の総代会を含む。）又は法第二十六条第一項の総会（同条第二項において準用する法第四条第四項の総代会を含む。）の議事録
- 三 全部事業譲渡契約又は一部事業譲渡契約の内容を記載した書面
- 四 令第二条第二項において準用する同条第一項の規定による通知をしたことを証する書面
- 五 法第二十七条において準用する法第十二条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は事業譲渡をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

六 農林中央金庫の定款、事業計画書、事務所の所在地及び農林中央金庫代理業者の農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所を記載した書面並びに役員構成、その氏名及び略歴を記載した書面

七 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等（法第二一条第一項に規定する特定農水産業協同組合等をいう。以下同じ。）の事業譲渡の認可申請の直前に終了する事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに最近の日計表

八 法第二十七条において準用する法第十三条第一項の規定による持分払戻請求をした農林中央金庫の会員又は法第二十七条において準用する法第十四条第二項の規定による業務の継続の期限を記載した書面

九 法第二十七条において準用する法第十九条第三項の規定による信託業務を終了したことを証する書面

十 事業譲渡費用を記載した書面

十一 事業譲渡を行った後の特定農水産業協同組合等の取扱いに関する事項

十二 その他参考となるべき事項を記載した書面

（農林中央金庫の事後開示事項）
第六条の二 法第十八条の二第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 合併が効力を生じた日
- 二 農林中央金庫における次に掲げる事項
- イ 法第十一条の二第二項の規定による請求に係る手続の経過
- ロ 法第十二条及び第十三条の規定による手続の経過
- 三 信用農水産業協同組合連合会における次に掲げる事項
- イ 法第十一条の二第一項の規定による請求に係る手続の経過
- ロ 法第十二条及び第十四条の規定による手続の経過

四 合併により農林中央金庫が信用農水産業協同組合連合会から承継した重要な権利義務に関する事項

五 法第十二条の二第一項の規定により信用農水産業協同組合連合会が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（合併契約の内容を除く。）

六 前各号に掲げるもののほか、合併に関する重要な事項

中央金庫の会員又は法第二十七条において準用する法第十四条第一項の規定による持分払戻請求をした特定農水産業協同組合等の組合員又は会員に関する事項を記載した書面

九 法第二十七条において準用する法第十九条第二項の規定による業務の継続の期限を記載した書面

十 法第二十七条において準用する法第十九条第三項の規定による信託業務を終了したことを証する書面

十一 事業譲渡費用を記載した書面

十二 事業譲渡を行った後の特定農水産業協同組合等の取扱いに関する事項

十三 その他参考となるべき事項を記載した書面

（業務の継続の承認申請書の添付書類）
第七条 令第六条第一項第四号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する農林水産省令・内閣府令で定める書類は、合併又は事業譲渡時における法第十九条第四項に規定する業務に係る取引の状況について知ることができ、書面その他参考となるべき事項を記載した書面とする。

（純資産額）
第七条の二 法第二十六条の二第一項の主務省令で定める方法により算定される額は、貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額とする。

（劣後特約付金銭消費貸借）
第八条 法第三十三条第一号の金銭消費貸借であつて主務省令で定めるものは、元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものとする。

- 一 担保が付されていないこと。
- 二 その元本の弁済が行われない期間が契約時から五年を超えるものであること。

（事業計画の認可の申請等）
第九条 指定支援法人は、法第三十六条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に、認可申請書に同項の事業計画書及び収支予算書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

2 指定支援法人は、法第三十六条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に変更しようとする事項及びその理由を記載した書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

3 第一項の収支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分しなければならない。

（事業報告書の提出）
第十条 指定支援法人は、法第三十六条第二項の規定による事業報告書及び収支決算書を、毎事業年度終了後三月以内に貸借対照表を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

（業務の代理の認可の申請等）
第十一条 農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会（以下この条において「農林中央金庫等」という。）は、法第四十二条第三項前段の規定による認可を受けようとするときは、業務代理組合（農林中央金庫等が同項前段の認可を受けてその業務を代理（媒介を含む。）第三号並びに第三項第五号及び第十四号（4）において同じ。）させる農水協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項を記載した認可申請書を農林水産大臣及び金融庁長官又は財務局長若し

中央金庫の会員又は法第二十七条において準用する法第十四条第一項の規定による持分払戻請求をした特定農水産業協同組合等の組合員又は会員に関する事項を記載した書面

九 法第二十七条において準用する法第十九条第二項の規定による業務の継続の期限を記載した書面

十 法第二十七条において準用する法第十九条第三項の規定による信託業務を終了したことを証する書面

十一 事業譲渡費用を記載した書面

十二 事業譲渡を行った後の特定農水産業協同組合等の取扱いに関する事項

十三 その他参考となるべき事項を記載した書面

（農林中央金庫の事後開示事項）
第六条の二 法第十八条の二第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 合併が効力を生じた日
- 二 農林中央金庫における次に掲げる事項
- イ 法第十一条の二第二項の規定による請求に係る手続の経過
- ロ 法第十二条及び第十三条の規定による手続の経過
- 三 信用農水産業協同組合連合会における次に掲げる事項
- イ 法第十一条の二第一項の規定による請求に係る手続の経過
- ロ 法第十二条及び第十四条の規定による手続の経過

四 合併により農林中央金庫が信用農水産業協同組合連合会から承継した重要な権利義務に関する事項

五 法第十二条の二第一項の規定により信用農水産業協同組合連合会が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（合併契約の内容を除く。）

六 前各号に掲げるもののほか、合併に関する重要な事項

（業務の継続の承認申請書の添付書類）
第七条 令第六条第一項第四号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する農林水産省令・内閣府令で定める書類は、合併又は事業譲渡時における法第十九条第四項に規定する業務に係る取引の状況について知ることができ、書面その他参考となるべき事項を記載した書面とする。

（純資産額）
第七条の二 法第二十六条の二第一項の主務省令で定める方法により算定される額は、貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額とする。

（劣後特約付金銭消費貸借）
第八条 法第三十三条第一号の金銭消費貸借であつて主務省令で定めるものは、元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものとする。

- 一 担保が付されていないこと。
- 二 その元本の弁済が行われない期間が契約時から五年を超えるものであること。

（事業計画の認可の申請等）
第九条 指定支援法人は、法第三十六条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に、認可申請書に同項の事業計画書及び収支予算書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

2 指定支援法人は、法第三十六条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に変更しようとする事項及びその理由を記載した書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

3 第一項の収支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分しなければならない。

（事業報告書の提出）
第十条 指定支援法人は、法第三十六条第二項の規定による事業報告書及び収支決算書を、毎事業年度終了後三月以内に貸借対照表を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

くは福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。

- 一 名称
- 二 役員 の 氏 名
- 三 代理事業（業務代理組合が行う農林中央金庫等の業務の代理を行う事業をいう。以下この条において同じ。）を行う事務所の名称及び所在地
- 四 業務代理組合が行う代理事業によりその信用事業を行う農林中央金庫等（以下この条において「所属農林中央金庫等」という。）の名称
- 五 組合業務（業務代理組合が行う代理事業以外の業務をいう。以下この条において同じ。）の種類
- 六 役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあっては、当該役員 の 氏 名 並びに当該他の法人又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類
- 七 子法人等（農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第十一条第三項に規定する子法人等又は水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第九条第二項に規定する子法人等をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

付しなければならない。

理由書

二 業務代理組合の定款及び登記事項証明書

三 次に掲げるもののほか、代理事業の内容及び方法を記載した書類

イ 業務代理組合が取り扱う次に掲げる行為に係る契約の種類（貯金又は預金の種類、貸付先の種類及び貸付けに係る資金の使途を含む。ロにおいて同じ。）

（一）貯金若しくは預金又は定期積金（以下この条において「貯金等」という。）の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

（二）資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

（三）為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

ロ 業務代理組合が取り扱うイ（一）から（三）までに掲げる行為に係る契約の種類

ごとに契約の締結の代理又は媒介のいづれを行うかの別（代理及び媒介のいづれも行う場合は、その旨）

ハ 業務代理組合がイ（一）から（三）までに掲げる行為のいづれかを行う事業の実施体制（次項第三十四号イから又までに掲げる行為その他イ（一）から（三）までに掲げる行為のいづれかを行う事業を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制、イ（一）から（三）までに掲げる行為に関して取得した利用者に関する情報を適正に取り扱うための体制及び次の（一）又は（二）に掲げる場合の区分に応じ、当該（一）又は（二）に掲げる体制を含む。）

（一）イ（一）から（三）までに掲げる行為に関して利用者から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合

当 該 交 付 を 受 け る 財 産 と 自 己 の 固 有 財 産 と を 分 別 し て 管 理 す る た め の 体 制

（二）電気通信回線に接続している電子計算機を利用してイ（一）から（三）までに掲げる行為のいづれかを行う事業を行う場合

利 用 者 が 当 該 業 務 代 理 組 合 と 他 の 者 を 誤 認 す る こ と を 防 止 す る た め の 体 制

四 業務代理組合の役員 の 履 歴 書、業務代理組合の役員 の 住 民 票 の 抄 本 又 は こ れ に 代 わ る 書 面、業務代理組合が次項第十四号ロ及びハのいづれにも該当しないことを当該業務代理組合が誓約する書面並びに業務代理組合の役員が同号イ（一）から（八）までのいづれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

五 業務代理組合の役員 の 婚 姻 前 の 氏 名 を 当 該 役員 の 氏 名 に 併 せ て 認 可 申 請 書 に 記 載 し た 場 合 に お い て、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員 の 婚 姻 前 の 氏 名 を 証 するものでないときは、当該婚 姻 前 の 氏 名 を 証する書面

六 業務代理組合の代理事業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面（代理事業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む）

七 業務代理組合の認可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、認可の申請の日を含ま

む事業年度に設立された業務代理組合にあっては、当該業務代理組合の設立の時ににおける貸借対照表又はこれに代わる書面

- 八 業務代理組合が会計監査人を置く業務代理組合であるときは、認可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告又は監査報告の内容を記載した書面
- 九 業務代理組合の代理事業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面
- 十 所属農林中央金庫等が業務代理組合について保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る第七号に掲げる書類
- 十一 組合業務の内容及び方法を記載した書面
- 十二 代理事業の運営に関する内部規則等
- 十三 代理事業を行う事務所の付近見取図及び間取図（防犯カメラの設置状況、警備状況等を含む。）並びに当該事務所で行う代理事業の業務運営を指揮する所属農林中央金庫等の事務所の名称を記載した書面
- 十四 次に掲げる事項を記載した代理事業に係る業務の委託契約書の案
- イ 代理事業を行う事務所の設置、廃止又は位置変更に関する事項
- ロ 代理事業の内容（代理又は媒介の別を含む。）に関する事項
- ハ 業務代理組合の次に掲げる行為を禁ずる規定

（一）所属農林中央金庫等の業務上の秘密又は取引先の信用に関する事項を当該所属農林中央金庫等及び当該取引先以外の者に漏らし、又は自己若しくは当該所属農林中央金庫等及び当該取引先以外の者のために利用する行為

（二）次項第三十四号イから又までに掲げる行為

ニ 現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する業務代理組合の責任に関する事項

ホ 所属農林中央金庫等による監督、監査又は報告徴求に関する事項

ヘ 契約の期間、更新及び解除に関する事項

ト 第三号イ（一）から（三）までに掲げる行為のいづれかを行う事業の内容の店頭揭示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項

チ 第三号イ（一）から（三）までに掲げる行為について利用者に加えた損害の賠償責任に関する事項

リ 次項に規定する基準（これに付された条件を含む。）に適合していることを確保するための措置に関する事項

又 その他必要と認められる事項

十五 前各号に掲げる書類のほか、法第四十二条第三項の認可の審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

三 農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 農林中央金庫が当該申請をした場合にあっては、当該業務の代理が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）第一条第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ・バッファ非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（農林中央金庫法第五十六条第二号に規定する子会社等を含む。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二号第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファ非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ・バッファ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バッファ非対象区分に該当するものであること。

二 信用農水産業協同組合連合会が当該申請をした場合にあっては、当該業務の代理が当該申請をした信用農水産業協同組合連合会の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした信用農水産業協同組合連合会の自己資本の充実の状況が農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省・農林水産省令第十三号）第三条第一項の表の非対象区分又は水産業協同組合法第二百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省・

三 農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 農林中央金庫が当該申請をした場合にあっては、当該業務の代理が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）第一条第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ・バッファ非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（農林中央金庫法第五十六条第二号に規定する子会社等を含む。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二号第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファ非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ・バッファ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バッファ非対象区分に該当するものであること。

二 信用農水産業協同組合連合会が当該申請をした場合にあっては、当該業務の代理が当該申請をした信用農水産業協同組合連合会の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした信用農水産業協同組合連合会の自己資本の充実の状況が農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省・農林水産省令第十三号）第三条第一項の表の非対象区分又は水産業協同組合法第二百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省・

三 農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 農林中央金庫が当該申請をした場合にあっては、当該業務の代理が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）第一条第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ・バッファ非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（農林中央金庫法第五十六条第二号に規定する子会社等を含む。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二号第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファ非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ・バッファ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バッファ非対象区分に該当するものであること。

二 信用農水産業協同組合連合会が当該申請をした場合にあっては、当該業務の代理が当該申請をした信用農水産業協同組合連合会の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした信用農水産業協同組合連合会の自己資本の充実の状況が農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省・農林水産省令第十三号）第三条第一項の表の非対象区分又は水産業協同組合法第二百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省・

農林水産省令第十五号)第三条第一項の表の非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした信用農水産業協同組合連合会及びその子会社等(農業協同組合法第五十四条の第二項又は水産業協同組合法第九十二条第三項若しくは第百条第三項において準用する同法第五十八條の第二項に規定する子会社等をいう)の自己資本の充実の状況が農業協同組合法第九十四条の第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項の表の非対象区分に該当するものであること。

三 所属農林中央金庫等が、法第三条の規定による農林中央金庫の指導に基づき業務代理組合がその信用事業(当該業務代理組合が農業協同組合である場合にあつては、農業協同組合法第十条第一項第三号の事業をいう)の全部を直接又は間接に譲り渡した相手方であること。

四 代理事業が、法第三条の規定による農林中央金庫の指導に基づき、業務代理組合が譲り渡した信用事業の範囲を超えるものでないこと。

五 業務代理組合が、同時に二以上の農林中央金庫等の業務の代理を行うものでないこと。

六 代理事業が、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等契約、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等契約又は農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約の代理又は媒介を行わないものであること。

七 前項第十四号に規定する委託契約書の案において、同号イから又までに掲げる事項の全てが記載されていること。

八 業務代理組合において、前項第七号に掲げる書類に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額が、五百万円以上であること。

九 業務代理組合が、代理事業開始後三事業年度を通じて、前号に掲げる基準に適合すると見込まれること。

十 業務代理組合が、組合業務を行うことによりその代理事業を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められない者であること。

十一 業務代理組合の事務所において必要な犯罪防止措置が講じられ、かつ、利用者の情報の管理が適切に行われること。

十二 所属農林中央金庫等の経営管理に係る体制等に照らし、業務代理組合が、代理業務の確、公正かつ効率的に遂行することができること。

十三 代理事業に関する能力を有する者の確保の状況、代理事業の業務運営に係る体制等に照らし、業務代理組合が次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 代理事業に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者(当該代理事業に関する十分な知識を有する者に限る。)を当該代理事業を行う事務所(主たる事務所以外の事務所(以下イにおいて「従たる事務所」という。))に他の従たる事務所における当該代理事業を管理する部署を置いた場合にあっては、当該部署を置いた従たる事務所(以下イにおいて「責任者」を指す)に、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者(当該代理事業に関する十分な知識を有する者に限る。)を主たる事務所(以下イにおいて「責任者」を指す)に、それぞれ配置していること。ただし、当座貯金若しくは当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は前項第三号イ(2)に掲げる行為(所属農林中央金庫等が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。(2)において同じ。)を行う場合にあっては、これらの責任者又は統括責任者のうちそれぞれ一名以上は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者であること。

- (1) 当座貯金又は当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、当座貯金業務、当座預金業務若しくは資金の貸付業務に従事したことがある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当座貯金業務又は当座預金業務を的確に遂行することができる者認められる者
- (2) 前項第三号イ(2)に掲げる行為、資金の貸付業務に従事したことがある者又は

はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に遂行することができる者として認められる者

ロ オンライン処理その他の適切な方法により処理する等、代理事業の態様に応じ必要な事務処理の体制が整備されていること。

ハ 代理事業に関する内部規則等を定め、これに基づき業務の運営の検証がされる等、法令等を遵守した運営が確保されると認められること。

ニ 人的構成、資本構成又は組織等により、代理事業を的確、公正かつ効率的に遂行することについて支障が生じるおそれがあると認められないこと。

十四 業務代理組合が、次のいずれにも該当しないことと認められること。

イ 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある者

- (1) 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- (2) 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者(刑の執行猶予中の者を除く。)
- (3) 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日(解散の命令又は更新の拒否の場合にあつては、当該解散の命令又は更新の拒否の処分がなされた日。以下この(3)及びロにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は外国銀行の日本における代表者であつた者で、その取消しの日から五年を経過しない者

五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合

(iii) 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八條の規定により長期信用銀行法第四條第一項の免許を取り消され、同法第十七條において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六條の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第十七條において準用する銀行法第五十二条の規定により長期信用銀行法第十六條の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七條において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六條の五第一項の許可を取り消された場合

(iv) 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八條の規定により信用金庫法第四條の免許を取り消され、又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(v) 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十五条の規定により同法第六條の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合

(vi) 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第百六條第二項

若しくは協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六條第一項において準用する銀行法第二十七條若しくは第二十八條の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六條の四の二第一項において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六條の三第一項の許可を取り消された場合

(iii) 農業協同組合法第九十二條の四第一項において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二條の二第一項の許可を取り消され、又は同法第九十五條の二の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

(ii) 水産業協同組合法第八條第一項において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第六條第一項の許可を取り消され、又は同法第二百二十四條の二の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

(ix) 農林中央金庫法第九十五條の四第一項において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五條の二第一項の許可を取り消され、又は同法第八十六條の規定により解散を命ぜられた場合

(x) 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第六條第一項の規定により同法第三條第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第二十四條の六の四第一項若しくは第二十四條の六の五第一項の規定により同法第三條第一項の登録を取り消された場合

(xi) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一号）第三十八條第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同

法第十二條の登録（同法第十一條第二項に規定する預金等媒介業務又は同法第五項に規定する貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）（5）において同じ。）を取り消された場合

(ii) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている（i）から（xi）までに規定する認可、免許、許可若しくは登録（当該認可、免許、許可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の認可、免許、許可若しくは登録を取り消され、又は当該認可、免許、許可若しくは登録の更新を拒否された場合

(4) 銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により農林中央金庫法等が法第四十二條第三項の認可を取り消された場合において、その取消しに係る業務の代理を行っていた農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(5) 銀行法第五十二條の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、同法第五十二條の五十六第一項（長期信用銀行法第十七條、信用金庫法第八十九條第五項、労働金庫法第九十四條第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六條の四の二第一項、農業協同組合法第九十二條の四第一項、水産業協同組合法第八條第一項及び農林中央金庫法第九十五條の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二條の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第六條の五第一項の許可、労働金庫法第八十五條の二第一項の許可、協同組合による金融事業に関する

法律第六條の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二條の二第一項の許可、水産業協同組合法第六條第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五條の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七條において準用する銀行法第五十二條の十五第一項の規定により長期信用銀行法第六條の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六條第一項の規定により同法第三條第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四條の六の四第一項若しくは第二十四條の六の五第一項の規定により同法第三條第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八條第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二條の登録を取り消された場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。（6）において同じ。）から五年を経過しない者

(6) 銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている銀行法第五十二條の九第一項若しくは第二項ただし書若しくは第五十二條の三十六第一項、貸金業法第三條第一項若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二條と同種類の認可、許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、同法第十一條第二項に規定する預金等媒介業務又は同法第五項に規定する貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

(7) 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(i) 法第四十二條第五項において準用する銀行法第五十二條の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(ii) 銀行法第二十七條若しくは第五十二條の三十四第一項の規定により解任を

命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくは外国銀行の日本における代表者又は同法第五十二條の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(iii) 長期信用銀行法第十七條において準用する銀行法第二十七條若しくは第五十二條の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人又は長期信用銀行法第十七條において準用する銀行法第五十二條の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(iv) 信用金庫法第八十九條第一項において準用する銀行法第二十七條の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は信用金庫法第八十九條第五項において準用する銀行法第五十二條の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(v) 労働金庫法第九十五條第一項の規定により改任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は同法第九十四條第三項において準用する銀行法第五十二條の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(vi) 協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において準用する銀行法第二十七條の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六條の四の二第一項において準用する銀行法第五十二條の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(vii) 農業協同組合法第九十二條の四第一項において準用する銀行法第五十二條の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農業協同組合法第九十五條第二項の規定により改選を命ぜられた役員

(viii) 水産業協同組合法第八條第一項において準用する銀行法第五十二條の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は水産業協同組合法第二百

十四条第二項の規定により改選を命ぜられた役員

(i) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員、監事若しくは会計監査人

(x) 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員
(xi) 金融サービス提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項(第二号を除く。)の規定により解任を命ぜられた役員

(ii) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

(8) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ イ(3)(i)から(xii)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者
ハイ(8)に規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、

罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
十五 主たる組合業務等(組合業務及び代理事業(前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業及び当該事業に付随する業務を除く。)をいう。以下この項において同じ。)の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合において、次のいずれにも該当しないこと。
イ 前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介(所属農林中央金庫等が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品(資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロ(2)において同じ。)に係るものを除く。)であることその他の組合業務等における利用者の取引関係に照らして、所属農林中央金庫等と業務代理組合の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること(所属農林中央金庫等から地域における人口の減少等に伴う当該所属農林中央金庫等の事務所を廃止その他これに類するものを理由として委託を受けて同項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業を行う場合を除く。)

十六 主たる組合業務等の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合において、前号ロ及びハのいずれにも該当せず、かつ、代理事業として行う前項第三号イ(2)に掲げる行為の内容及び方法が次のいずれかに該当すること(その業務について所属農林中央金庫等と業務代理組合の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合にあつては、前号イからハまでのいずれにも該当しないこと)。
イ 所属農林中央金庫等が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るものであること。
ロ 事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引以外を内容とする契約の締結の代理又は媒介であつて、次のいずれにも該当すること(イに該当する場合を除く。)
(1) 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること。
(2) 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に関与するものであること。
(3) 組合業務等として信用の供与を行っている利用者に対し、代理事業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ利用者の書面又は電磁的方法(農業協同組合法第十二条の十九第二項、水産業協同組合法第十一条の三第四項又は農林中央金庫法第十一条第四項に規定する電磁的方法をいう。)による同意を得て、所属農林中央金庫等に対し、組合業務等における信用の供与の残高その他の所属農林中央金庫等が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしてしていること。

十七 組合業務等における利用者との間の取引関係その他の事情に照らして、所属農林中央金庫等と業務代理組合の利益が相反する取引が行われないよう業務を適切に管理するための体制整備がなされていること。
十八 代理事業が、業務代理組合の利用者の利便性に照らし、必要と認められるものであること。
十九 業務代理組合において、代理事業を行う事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、別紙様式第四号に定める様式の標識が掲示されるときに、その常時使用する職員の数が二十人以下である場合又はそのウェブサイトにない場合を除き、その掲示の内容が当該業務代理組合のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供されること。
二十 業務代理組合が、自己の名義をもって、他人に前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業を行わせないこと。
二十一 業務代理組合において、前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為に関して利用者から金銭その他の財産の交付を受けた場合に、管理場所を区別することその他の方法により当該金銭その他の財産が自己の固有財産であるか、又は所属農林中央金庫等に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理されていること。
二十二 業務代理組合が前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為を行うときに、あらかじめ、利用者に対し、次に掲げる事項を明らかにすること。
イ 所属農林中央金庫等の名称
ロ 前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為に係る契約の締結を代理するか媒介するかの別
ハ 前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為に関して利用者から金銭その他の財産の交付を受けるときは、当該交付を受けることについての所属農林中央金庫等からの権限の付与がある旨
ニ 業務代理組合が銀行法第二十五条第五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者又は水産業協同組合法第六十六条第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあっては、次に掲げる事項
(1) 利用者が締結しようとする前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為に

係る契約につき利用者が支払うべき手数料と、当該契約と同種の契約につき他の所属金融機関（銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する所属組合又は水産業協同組合法第六十六条第三項に規定する所属組合をいう。以下この項において同じ。）に利用者が支払うべき手数料が異なるときは、その旨

(2) 利用者が締結しようとする前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為に係る契約と同種の契約の締結の代理又は媒介を所属金融機関のために行っているときは、その旨

(3) 所属金融機関の商号又は名称

二十三 業務代理組合において、前項第三号イ(1)に掲げる行為に関し、貯金者等の保護に資するため、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第十一条及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）第八条の規定の例により、貯金等に係る契約の内容その他貯金者等に参考となるべき情報の提供が行われること。

二十四 業務代理組合において、その代理事業に係る重要な事項の利用者への説明、その代理事業に係る行為に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱いその他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられること。

二十五 業務代理組合において、金融商品の販売（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をい）、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、農業協同組合及び農協同組合連合会の信用事業に関する命令第二十一条第一項、第二項及び第四項又は漁業協同

組合等の信用事業等に関する命令第九条第一項、第二項及び第四項の規定の例により、当該業務代理組合の窓口（前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為を行わない窓口を除く。）において、貯金等との誤認を防止するための措置が講じられること。

二十六 業務代理組合において、前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為を行う事務所の窓口、当該行為を行う旨が利用者の目につきやすいように掲示されるとともに、その常時使用する職員の数が二十人以下である場合又はそのウェブサイトがない場合を除き、当該業務代理組合のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供されること。

二十七 業務代理組合において、利用者に対し、その事務所の前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為を行わない窓口を当該行為を行う窓口と誤認させないための措置が講じられること。

二十八 業務代理組合において、第二十二号イ(2)に掲げる事項を明らかにしたときは、利用者の求めに応じ、所属金融機関の同種の契約の内容その他利用者に関するべき情報の提供を行うための措置が講じられること。

二十九 業務代理組合において、その取り扱う個人である利用者に関する情報の安全管理、職員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置が講じられること。

三十 業務代理組合において、信用情報に関する機関（資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び業務代理組合に対する当該情報の提供を行うものをいう。）から提供を受けた情報であつて個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置が講じられること。

三十一 業務代理組合において、その取り扱う個人である利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しない

ことを確保するための措置が講じられること。

三十二 業務代理組合における利用者に関する情報について、次に掲げる事項を確保する措置が講じられること。

イ 前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業において取り扱う利用者に関する非公開金融情報（当該業務代理組合の役員又は職員が職務上知り得た利用者の貯金、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の利用者の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（第三十号に規定する情報又は前号に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該利用者の同意を得ることなく組合業務等（保険募集（保険業法（平成七年法律第五十号）第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。）及び保険媒介業務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務をいう。）に係る業務を除く。）において同じ。）に利用されないこと。

ロ 組合業務等において取り扱う利用者に関する非公開情報（その組合業務等上知り得た公表されていない情報（第三十号に規定する情報又は前号に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）ハにおいて同じ。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該利用者の同意を得ることなく前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業に利用されないこと。

ハ 組合業務等において取り扱う利用者に関する非公開情報（その組合業務等上知り得た公表されていない情報（第三十号に規定する情報又は前号に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該利用者の同意を得ることなく所属農林中央金庫等に提供されないこと。

三十三 業務代理組合において、その行う代理事業の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の利用者に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに所属農林中央金庫等が講ずる農業協同組合法第十一条の七第一項、水産業協同組合法第五十一条の十三第一項又は農林中央金庫法第五十七条

の二第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等が定められるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されていること。

三十四 業務代理組合において、代理事業に関し、次に掲げる行為を行わないための措置が講じられること。

イ 利用者に対し、虚偽のことを告げる行為

ロ 利用者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

ハ 利用者に対し、不当に、当該業務代理組合の所属農林中央金庫等の特定関係者（農業協同組合法第十一条の四第三号、水産業協同組合法第十一条の十三号又は農林中央金庫法第五十九条に規定する特定関係者をいう。二において同じ。）の行う業務に係る取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為

ニ 当該業務代理組合の所属農林中央金庫等の特定関係者（当該業務代理組合を除く。）に対し、取引の条件が所属農林中央金庫等の取引の通常条件に照らして当該所属農林中央金庫等に不利益を与えるものであることを知りながら、その通常条件よりも有利な条件で資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為（当該所属農林中央金庫等が農業協同組合法第十一条の九ただし書、水産業協同組合法第十一条の十五ただし書又は農林中央金庫法第五十九条ただし書の規定による承認を受けた取引又は行為に係るものを除く。）

ホ 利用者に対し、その行う代理事業の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

ヘ 利用者に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為に係る契約の締結の代理又は媒介をする行為（ハに掲げるものを除く。）を利用して、前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う

事業に係る取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

チ 利用者に対し、不当に、前項第三号イ(一)から(三)までに掲げる行為に係る契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をさせる行為

リ 利用者に対し、組合業務等における取引上の優越的地位を不当に利用して、前項第三号イ(一)から(三)までに掲げる行為のいずれかを行う事業に係る取引の条件又は実施について不利益を与える行為

又 所属農林中央金庫等に対し、前項第三号イ(一)から(三)までに掲げる行為に係る契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げず、又は虚偽のことを告げる行為

三十五 所属農林中央金庫等において、前項第三号イ(一)から(三)までに掲げる行為のいずれかを行う事業の処理及び計算を明らかにするため、次のイからハまでに掲げる帳簿書類(同号イ(一)から(三)までに掲げる行為に係る契約の締結の代理を行わない場合は、ハに掲げるものに限る。)が作成され、当該イからハまでに定める期間保存されること。

イ 総勘定元帳 作成の日から五年間

ロ 業務代理勘定元帳 作成の日から十年間
ハ 代理事業に係る利用者に対して行った前項第三号イ(一)から(三)までに掲げる行為に係る契約の締結の媒介の内容を記録した書面 当該媒介を行った日から五年間

三十六 業務代理組合において、事業年度ごとに、別紙様式第五号により報告書が作成され、当該業務代理組合の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を添付して、事業年度経過後三月以内に所属農林中央金庫等により農林水産大臣及び金融庁長官(当該所属農林中央金庫等が信用農業協同組合連合会(法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会をいう。)である場合)にあっては、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合)にあっては、福岡財務支局長)をい。以下この号、次号ロ、第四十号、第八項及び第十項において同じ。)に提

出されること。ただし、やむを得ない理由により事業年度経過後三月以内に報告書を提出することができない場合には、所属農林中央金庫等が、報告書提出の期限の延期を求める承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出することにより、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができることとする。

三十七 業務代理組合において、所属農林中央金庫等の事業年度ごとに当該所属農林中央金庫等が作成する説明書類(農業協同組合法第五十四条の三第一項及び第二項、水産業協同組合法第九十二条第三項及び第九十三条第一項及び第二項又は農林中央金庫法第八十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類をいう。以下この号において同じ。)を、当該事業年度経過後四月以内に、代理事業を行う全ての事務所に備え置き、縦覧を開始し、当該事業年度の翌事業年度に係る説明書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供させること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ 説明書類が電磁的記録(農業協同組合法第十一条の五十七第七項、水産業協同組合法第十七条の七第一項又は農林中央金庫法第十九条の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。)をもって作成されているときは、代理事業を行う全ての事務所にあって、当該説明書類の内容である情報又は当該情報を掲載したウェブサイトのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)を紙面又は映像面に表示する措置を、当該事業年度経過後四月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの説明書類の縦覧を開始するまでの間行う場合

ロ やむを得ない理由により当該所属農林中央金庫等の事業年度経過後四月以内に説明書類の縦覧を開始できない場合に、所属農林中央金庫等が、縦覧の開始の期限の延期を求める承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出することにより、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官の承認を受けて、縦覧の開始を延期する場合

三十八 所属農林中央金庫等が、業務代理組合が行う代理事業の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じること。

イ 業務代理組合及びその代理事業の従事者に対する、代理事業の指導、代理事業に関する法令等を遵守させるための研修の実施等の措置

ロ 業務代理組合における代理事業の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、業務代理組合が当該代理事業を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じて改善させる等、業務代理組合に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

ハ 代理事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときには、業務代理組合との間の委託契約の内容を変更し、又は解除するための措置

ニ 業務代理組合が行う前項第三号イ(二)に掲げる行為について、必要に応じて自ら審査を行うための措置

ホ 業務代理組合に所属農林中央金庫等から利用者に関する情報を不正に取得させない等、利用者情報の適切な管理を確保するための措置

ヘ 所属農林中央金庫等の名称、業務代理組合であることを示す文字及び当該業務代理組合の名称を店頭に掲示させるとともに、その常時使用する職員の数が二十人以下である場合又はそのウェブサイトがない場合を除き、当該業務代理組合のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供させるための措置

ト 業務代理組合の事務所における代理事業に関し犯罪を防止するための措置

チ 業務代理組合の代理事業を行う事務所の廃止(法第四十二条第三項後段の認可に係るものを除く。)に当たっては、当該事務所の利用者に係る取引が当該業務代理組合の他の事務所若しくは所属農林中央金庫等又は他の農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会若しくは他の水産業協同組合法第十一条第一項第四号 第八十七号第一項第四号、第九十三号第一項第二号若しくは第九十七号第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組

合連合会へ支障なく引き継がれるなど、当該事務所の利用者若しくは影響を及ぼさないようにするための措置

リ 業務代理組合の代理事業に係る利用者からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

又 イからリまでに掲げるもののほか、この項に規定する基準(これに付された条件を含む。)に適合するための措置

三十九 所属農林中央金庫等が、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、当該所属農林中央金庫等の事務所(無人の事務所又は外国に所在する事務所を除く。)に備え置き、利害関係人が必要とするときに閲覧できるように措置すること。

イ 業務代理組合の名称、住所、出資総額並びに当該業務代理組合を代表する理事及び当該業務代理組合の常務に従事する理事の住所及び氏名

ロ 代理事業の種類

ハ 代理事業の開始年月日

四十 業務代理組合が次に掲げる場合に該当するときは、所属農林中央金庫等は、その旨を、理由書その他参考となるべき事項を記載した書面(イに掲げる場合)にあっては、変更後の委託契約書の写しを含む。)を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に届け出ること。ただし、ロに掲げる場合においては、所属農林中央金庫等又は業務代理組合がその発生を知った日から三十日以内に届け出ることとする。

イ 代理事業に係る委託契約書を変更した場合

ロ 代理事業に関する不祥事件(業務代理組合又はその役員(その職務を行うべき者を含む。))若しくは職員が次のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。)が発生した場合

- (1) 業務代理組合の代理事業を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為
- (2) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又は預金等に係る不当契約の取締りに関する法律(昭和三十三年法律第三十六号)に違反する行為
- (3) 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の紛失(盗難に遭うこと及び過

不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、業務代理組合の代理事業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの

(4) その他所属農林中央金庫等の業務又は業務代理組合の代理事業の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為であつて(1)から(3)までに掲げる行為に準ずるもの

4 農林水産大臣及び金融庁長官等は、前項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第四十二条第三項の認可に条件を付すことができる。

5 農林中央金庫等は、法第四十二条第三項前段の認可を受けようとするときは、第一項及び第二項に定めるところに準じた書面を農林水産大臣及び金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

6 所属農林中央金庫等は、法第四十二条第三項後段の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に定める書類を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならない。

一 代理させる業務の範囲の変更、変更しようとする事項及びその理由を記載した書面その他参考となるべき事項を記載した書面

二 代理させる業務の廃止、理由書その他参考となるべき事項を記載した書面

7 農林水産大臣及び金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次の各号に掲げる認可の区分に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 代理させる業務の範囲を拡大しようとする場合の認可 次に掲げる要件を満たすこと。

イ 当該申請をした所属農林中央金庫等の経営管理に係る体制等に照らし、所属農林中央金庫等の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

ロ 業務代理組合が、代理事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する人材を確保していること。

二 代理させる業務の範囲を縮小しようとする場合又は代理させる業務を廃止しようとする

場合の認可 業務代理組合の利用者に係る取引が当該申請をした所属農林中央金庫等又は他の農業協同組合若しくは農業協同組合連合会若しくは他の水産業協同組合若しくは第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会(支障なく引き継がれるなど当該業務代理組合の利用者に著しい影響を及ぼさないものであること)

8 所属農林中央金庫等は、第一項に定める認可申請書に記載した事項に変更があつたときは、次に掲げる場合を除き、当該変更の日から三十日以内に、別表の上欄に掲げる区分により、同表の中欄に定める事項を記載した届出書及び同表の下欄に定める添付書類を、農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

一 増改築その他のやむを得ない理由により事務所の所在地の変更をした場合(変更前の所在地に復することが明らかでない場合に限る。)

二 前号に規定する所在地の変更に係る事務所を変更前の所在地に復したした場合

9 農林水産大臣及び金融庁長官等は、業務代理組合に関する第三項第三十六号に規定する報告書のうち、利用者の秘密を害するおそれのある事項又は当該業務代理組合の第一項第三号イ(一)から(3)までに掲げる行為のいづれかを行う事業の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き利用者の保護に必要と認められる部分を、農林水産省及び金融庁(当該業務代理組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合)又は福岡財務支局長)が当該報告書を受領する場合にあつては、当該業務代理組合の主たる事務所の所在地を管轄区域とする財務局長又は福岡財務支局長に備え置き、公表の縦覧に供するものとする。

10 業務代理組合がやむを得ない理由により法第四十二条第三項前段の認可を受けた日から六月以内に代理事業を開始することができない場合には、所属農林中央金庫等は、あらかじめ承認申請書に理由書を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。

11 農林水産大臣及び金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる

の基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 法第四十二条第三項前段の認可を受けた日から六月以内に代理事業を開始することができないことについてやむを得ないと認められる理由があること。

二 合理的な期間内に代理事業を開始することができると見込まれること。

三 法第四十二条第三項前段の認可の際に審査の基礎となつた事項について代理事業の開始が見込まれる時期までに重大な変更がないと見込まれること。

12 農林水産大臣及び金融庁長官は、法第四十二条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項(第一号に係る部分を除く。)の規定により法第四十二条第三項前段の認可を取り消した場合には、その旨を官報で告示するものとする。

(経由官庁)

第十二条 特定農業協同組合又は信用農業協同組合連合会(以下この条において「組合」という。)は、法又はこの命令の規定による認可又は承認に関する申請書その他法令又はこの命令に規定する書面(次項において「申請書等」という。)を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出するとき(農林中央金庫と連名で提出する場合を除く。)は、当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域(財務事務所の管轄区域を除く。)内にある場合)又は福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所(次項において「財務事務所等」という。)の管轄区域内にある場合においては「財務事務所長又は出張所長(次項において「財務事務所長等」という。))を経由して提出しなければならない。

2 組合は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出するときは、当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所長等がある場合にあつては、当該財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

(委任規定)

第十三条 この命令に定めるもののほか、この命令の実施に関し必要な事項は、農林水産大臣及び金融庁長官が定める。

附則

第一条 この省令は、法の施行の日(平成九年一月二十六日)から施行する。

(地域経済の活性化に資する方策)

第二条 法附則第三条第一項第四号の主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

一 農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例組合等(法附則第三条第一項に規定する震災特例組合等をいう。以下同じ。)が主として事業を行つてい

る地域における経済の活性化に資するための方策

二 農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

イ 農業者又は水産業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

ロ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の農業者又は水産業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

三 東日本大震災(法附則第三条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)の被災者への信用供与の状況及び東日本大震災の被災者への支援をはじめとする東日本大震災の被災地域における復興に資する方策

四 その他当該震災特例組合等が主として事業を行つてい

る地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの

イ 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

ロ 経営に関する相談その他の利用者に対する支援に係る機能の強化のための方策

ハ 早期の事業再生に資する方策

二 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

(信用事業強化計画の提出)

第三条 法附則第四条第一項の規定により信用事業強化計画(法附則第三条第一項に規定する信用事業強化計画をいう。以下同じ。)を提出する震災特例組合等は、別紙様式第一号により作成した信用事業強化計画に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 優先出資の引受け等(法附則第三条第一項に規定する優先出資の引受け等をいう。)を求める理由書(当該震災特例組合等における被災者への信用供与の状況に係る記載を含む。)

二 最終の貸借対照表等(貸借対照表(関連する注記を含む。))及び損益計算書(関連する

注記を含む。以下同じ。及び剰余金処分計算書等（剰余金処分計算書又は損失金処理計算書をいう。以下同じ。）、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

三 役員（新任に役員が就任する場合にあつては役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書と、当該役員又は役員となるべき者が員外監事である場合にあつてはその旨を記載した書面を含む。以下同じ。）

四 その他法附則第五条第一項の規定に係る審査をするため参考となるべき書類

（信用事業強化指導計画の提出）

第四条 法附則第四条第二項の規定により信用事業強化指導計画（同項に規定する信用事業強化指導計画をいう。以下同じ。）を提出する農林中央金庫は、当該信用事業強化指導計画に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 法附則第五条第一項第一号及び二に掲げる要件に該当することを証する書面

二 役員（新任に役員が就任する場合にあつては役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書と、当該役員又は役員となるべき者が員外監事である場合にあつてはその旨を記載した書面を含む。以下同じ。）

三 その他法附則第五条第一項の規定に係る審査をするため参考となるべき書類

（信用事業強化指導計画等の公表）

第五条 農林水産大臣及び金融庁長官は、農林水産大臣及び内閣総理大臣が法附則第五条第一項の規定をしたときは、法附則第六条の規定により、当該決定の日付、当該決定に係る信用事業強化計画及び信用事業強化指導計画を提出した震災特別組合等及び農林中央金庫の名称、当該信用事業強化計画及び信用事業強化指導計画の内容並びに当該信用事業強化計画に添付された附則第三条第二号に掲げる書類を公表するものとする。

（軽微な変更）

第六条 法附則第七条第一項（法附則第十一条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに第十條第一項及び第二項（これらの規定を法附則第十一条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 提出者である特定農水産業協同組合等の名称若しくは主たる事務所の所在地又は提出者である特定農水産業協同組合等若しくは農林中央金庫の代表者の役職若しくは氏名の変更

二 その他趣旨の変更を伴わない変更

（信用事業強化計画の変更）

第七条 法附則第七条第一項の規定により変更後の信用事業強化計画を提出する特定農水産業協同組合等は、当該変更後の信用事業強化計画に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。この場合において、変更後の信用事業強化計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

一 信用事業強化計画の変更の理由書

二 法附則第三条第一項第四号又は令附則第二条各号に掲げる事項の変更に係る信用事業強化計画の変更であるときは、役員（新任に役員が就任する場合にあつては役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書と、当該役員又は役員となるべき者が員外監事である場合にあつてはその旨を記載した書面を含む。以下同じ。）

三 その他法附則第七条第一項の規定に係る審査をするため参考となるべき書類

（信用事業強化指導計画の変更）

第八条 法附則第七条第三項（法附則第十一条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により変更後の信用事業強化指導計画を提出する農林中央金庫は、当該変更後の信用事業強化指導計画に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。この場合において、変更後の信用事業強化指導計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

一 信用事業強化指導計画の変更の理由書

二 法附則第四条第二項第一号に掲げる事項の変更に係る信用事業強化指導計画の変更であるときは、役員（新任に役員が就任する場合にあつては役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書と、当該役員又は役員となるべき者が員外監事である場合にあつてはその旨を記載した書面を含む。以下同じ。）

三 その他法附則第七条第三項の規定に係る審査をするため参考となるべき書類

（信用事業強化計画等の公表）

第九条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法附則第七条第一項又は第三項の承認をしたときは、同条第五項（法附則第十一条第五項において準用する場合を含む。）において準用する法附則第六条の規定により、当該承認の日付、当該承認に係る変更後の信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画を提出した特定農水産業協同組合等又は農林中央金庫の名称、当該変更後の信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画の内容並びに当該信用事業強化計画に添付された附則第三条第二号に掲げる書類を公表するものとする。

（信用事業強化計画等の公表）

第十条 法附則第八条第一項（法附則第十条第三項（法附則第十一条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第十一条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画の履行状況の報告は、毎事業年度及びその半期の末日（以下「報告基準日」という。）における当該信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画に記載した措置の実施状況及び当該信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画に記載した各種の指標の動向について、当該報告基準日から三月以内に、行わなければならない。この場合において、当該報告を行う特定農水産業協同組合等は、当該信用事業強化計画に係る指導を行っている農林中央金庫を通じて報告することができる。

（信用事業強化計画等の公表）

第十一条 法附則第十条第一項の規定により信用事業強化計画を提出する特定農水産業協同組合等は、その実施している信用事業強化計画（法附則第四条第一項若しくは第十条第一項の規定により提出したもの又は法附則第七条第一項の承認を受けた変更後のものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内（当該特定農水産業協同組合等が当該実施期間内に法附則第十一条第一項の認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで）に、別紙様式第一号に準じて作成した信用事業強化計画に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該

該実施期間の終了の日から三月以内に、農水産業協同組合貯金保険機構（以下「機構」という。）が法附則第四条第一項の規定により提出された信用事業強化計画に係る法附則第五条第一項の決定を受けて取得した当該特定農水産業協同組合等に係る特定優先出資等（法附則第三条第一項に規定する特定優先出資等をいう。以下同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあつては、この限りでない。

一 附則第三条第二号に掲げる書類

二 役員（新任に役員が就任する場合にあつては役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書と、当該役員又は役員となるべき者が員外監事である場合にあつてはその旨を記載した書面を含む。以下同じ。）

三 その他法附則第五条第一項の規定に係る審査をするため参考となるべき書類

（信用事業強化指導計画の提出）

第十二条 法附則第十条第二項の規定により信用事業強化指導計画を提出する農林中央金庫は、前条第一項に規定する実施期間の終了の日から三月以内（特定農水産業協同組合等が当該実施期間内に法附則第十一条第一項の認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで）に、当該信用事業強化指導計画に役員（新任に役員が就任する場合にあつては役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書と、当該役員又は役員となるべき者が員外監事である場合にあつてはその旨を記載した書面を含む。以下同じ。）

三 その他法附則第十条第二項の規定に係る審査をするため参考となるべき書類

（信用事業強化計画等の公表）

第十三条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法附則第十条第一項及び第二項の規定により信用事業強化計画及び信用事業強化指導計画の提出を受けたときは、同条第三項において準用する法附則第六条の規定により、当該承認の日付、当該承認に係る変更後の信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画を提出した特定農水産業協同組合等又は農林中央金庫の名称、当該変更後の信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画の内容並びに当該信用事業強化計画に添付された附則第三条第二号に掲げる書類を公表するものとする。

（信用事業強化計画等の公表）

第十四条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法附則第十一条第一項又は第三項の承認をしたときは、同条第五項（法附則第十一条第五項において準用する場合を含む。）において準用する法附則第六条の規定により、当該承認の日付、当該承認に係る変更後の信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画を提出した特定農水産業協同組合等又は農林中央金庫の名称、当該変更後の信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画の内容並びに当該信用事業強化計画に添付された附則第三条第二号に掲げる書類を公表するものとする。

（信用事業強化計画等の公表）

第十五条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法附則第十二条第一項又は第三項の承認をしたときは、同条第五項（法附則第十二条第五項において準用する場合を含む。）において準用する法附則第六条の規定により、当該承認の日付、当該承認に係る変更後の信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画を提出した特定農水産業協同組合等又は農林中央金庫の名称、当該変更後の信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画の内容並びに当該信用事業強化計画に添付された附則第三条第二号に掲げる書類を公表するものとする。

（信用事業強化計画等の公表）

第十六条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法附則第十三条第一項又は第三項の承認をしたときは、同条第五項（法附則第十三条第五項において準用する場合を含む。）において準用する法附則第六条の規定により、当該承認の日付、当該承認に係る変更後の信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画を提出した特定農水産業協同組合等又は農林中央金庫の名称、当該変更後の信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画の内容並びに当該信用事業強化計画に添付された附則第三条第二号に掲げる書類を公表するものとする。

中央金庫の名称、当該信用事業強化計画及び信用事業強化指導計画の内容並びに当該信用事業強化計画に添付された附則第三条第二号に掲げる書類を公表するものとする。

第十四条 (合併等の認可)

法附則第十一条第一項の認可を受けようとする対象組合等(同項に規定する対象組合等をいう。)は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 次に掲げる合併等(法附則第十一条第一項に規定する合併等をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 合併 合併契約の内容を記載した書面及び第六条第一項第二号、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七号第一項第二号又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第五十号第一項第二号に掲げる書類

ロ 事業譲渡 全部事業譲渡契約又は一部事業譲渡契約の内容を記載した書面及び第六条第二項第二号、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十号第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号若しくは第四十四条第一項第二号に掲げる書類

三 附則第三条第二号に掲げる書類

四 法、農業協同組合法又は水産業協同組合法の規定による認可を必要とする合併等であるときは、当該認可の申請を行っていることを証する書類

五 法附則第十一条第二項第一号に掲げる要件に該当することを証する書面

六 合併等に伴う信用事業強化計画の変更が見込まれる場合における当該変更の概要を記載した書面、合併等に係る承継組合等(法附則第十一条第二項に規定する承継組合等をいう。以下同じ。)がある場合における当該承継組合等が同条第三項の規定により提出することが見込まれる信用事業強化計画の概要を記載した書面その他の同条第二項第二号に掲げる要件に該当することを証する書面

七 その他法附則第十一条第一項の認可に係る審査をするため参考となるべき書類

(信用事業強化計画の提出)

第十五条 法附則第十一条第三項の規定により信用事業強化計画を提出する承継組合等は、同条

第一項の認可を受けた合併等の日から一月以内、当該信用事業強化計画に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 附則第三条第二号に掲げる書類(当該承継組合等が合併等により新たに設立された特定農水産業協同組合等である場合にあつては、自己資本比率その他の当該設立後における財務の状況を知ることができる書類)

二 役員履歴書

2 法附則第十一条第三項の主務省令で定める事項は、令附則第二号各号に掲げる事項とする。

(信用事業強化指導計画の提出)

第十六条 法附則第十一条第四項の規定により信用事業強化指導計画を提出する農林中央金庫は、前条第一項に規定する日から一月以内に、信用事業強化指導計画に役員履歴書を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

2

法附則第十一条第四項の主務省令で定める事項は、同条第三項の規定により信用事業強化計画を提出する承継組合等が発行する他の優先付資本又は当該承継組合等に対する他の劣後特約付金銭消費貸借による貸付債権であつて指定支援法人が現に保有するものの額及びその内容とする。

(信用事業強化計画等の公表)

第十七条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法附則第十一条第三項及び第四項の規定により信用事業強化計画及び信用事業強化指導計画の提出を受けたときは、同条第五項において準用する法附則第六条の規定により、当該提出の日付、当該信用事業強化計画及び信用事業強化指導計画を提出した承継組合等及び農林中央金庫の名称、当該信用事業強化計画及び信用事業強化指導計画の内容並びに当該信用事業強化計画に添付された附則第十五条第一項第一号に掲げる書類を公表するものとする。

(優先出資に係る資本準備金の額の減少の認可の申請)

第十八条 特別対象組合等(法附則第十一条第一項に規定する特別対象組合等をいう。以下同じ。)は、法附則第十三条の規定による資本準備金の額の減少及び剰余金の額の増加の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 減少する資本準備金の額及び消却後の優先出資の口数を記載した書面

三 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

四 その他法附則第十三条の認可に係る審査をするため参考となるべき書類

(資産の額が負債の額に特定優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合)

第十九条 法附則第十六条第一項及び第二項第二号並びに第十七条第一項及び第二項第一号の主務省令で定める場合は、最終の貸借対照表において、資産の額が負債の額に法附則第五条第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合とする。

(特別信用事業強化計画の提出)

第二十条 法附則第十六条第一項の規定により信用事業が改善したことを示すために必要な書類及び特別信用事業強化計画(同項に規定する特別信用事業強化計画をいう。以下同じ。)を提出する特別対象組合等は、当該書類及び別紙様式第二号により作成した特別信用事業強化計画に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 法附則第十六条第三項の認定を申請する理由を記載した書面

二 附則第三条第二号に掲げる書類

三 資産の額が負債の額に法附則第五条第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らないことを証する書面

四 役員履歴書

五 法附則第五条第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等につき機構に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の機構による当該特定優先出資等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の法附則第十六条第三項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類

六 その他法附則第十六条第三項の認定に係る審査をするため参考となるべき書類

(特別信用事業強化計画の記載事項)

二 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(特別信用事業強化指導計画の提出)

第二十一条 法附則第十六条第二項の規定により特別信用事業強化指導計画(同項に規定する特別信用事業強化指導計画をいう。以下同じ。)を提出する農林中央金庫は、当該特別信用事業強化指導計画に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 法附則第十六条第三項の認定を申請する理由を記載した書面

二 法附則第十六条第三項第五号に掲げる要件に該当することを証する書面

三 役員履歴書その他の法附則第十六条第二項第一号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

四 その他法附則第十六条第三項の認定に係る審査をするため参考となるべき書類

(特別信用事業強化指導計画の記載事項)

第二十三条 法附則第十六条第二項第二号の主務省令で定める事項は、同条第一項の規定により特別信用事業強化計画を提出する特別対象組合等が発行する他の優先出資又は当該特別対象組合等に対する他の劣後特約付金銭消費貸借による貸付債権であつて指定支援法人が現に保有するものの額及びその内容とする。

(信用事業が改善された旨の認定に関する規定の読替え)

第二十四条 附則第五条から第十七条までの規定は、法附則第十六条第五項の規定により特別信用事業強化計画を信用事業強化計画と、特別信用事業強化指導計画を信用事業強化指導計画とみなして、法附則第六条から第十一条までの規定を適用する場合について適用する。この場合において、附則第五条中「法附則第五条第一項の決定」とあるのは「法附則第十六条第三項の認定」と、「震災特別組合等」とあるのは「特別対象組合等」と、附則第六条第一号、第七号、第九号、第十号、第十一号第一項、第十二号第二項及び第十三号中「特定農水産業協同組合等」とあるのは「特別対象組合等」と、附則第十四条中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類及び合併等の後において機構が保有する法附則第五条第一項の決定を受けて取得した特定優先出資等につき機構に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の機構

による当該特定優先出資等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の令附則第八条に規定する要件に該当することを証する書類」と、附則第十五条第一項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類及び当該合併等の後において機構が保有する法附則第五條第一項の決定を受けて取得した特定優先出資等につき機構に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の機構による当該特定優先出資等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面」とする。

第二十五条 法附則第十七条第一項の規定により信用事業再構築(同項に規定する信用事業再構築をいう。以下同じ。)に伴う資本整理(同項に規定する資本整理をいう。以下同じ。)を可とする旨の認定を申請する特別対象組合等は、別紙様式第三号により作成した資本整理等実施要綱(同項に規定する資本整理等実施要綱をいう。以下同じ。)に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 法附則第十七条第一項の規定による申請を行う理由を記載した書面
- 二 附則第三条第二号に掲げる書類(当該特別対象組合等に係る信用事業再構築が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡である場合には、信用事業再構築の相手方組合等(法附則第十八条第一項に規定する相手方組合等をいう。以下同じ。)に係るものを含む。)
- 三 資産の額が、負債の額に法附則第五條第一項の決定を受けた機構が取得した特定優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下ることを証する書面
- 四 信用事業再構築に係る当該特別対象組合等の自己資本比率の見込みを記載した書面(当該特別対象組合等に係る信用事業再構築が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡である場合には、信用事業再構築の相手方組合等に係るものを含む。)
- 五 資本整理を行った後に機構が引き続き当該特別対象組合等に係る法附則第五條第一項の決定を受けて取得した特定優先出資等につき機構に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の機構による当該特定優先出資

等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の法附則第十七条第二項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類

二十六条 役員履歴書

七 その他法附則第十七条第二項の認定に係る審査をするため参考となるべき書類

第二十六条 法附則第十七条第四号の主務省令で定める事項は、同条第二項の認定を申請した特別対象組合等に係る信用事業再構築が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡でない場合にあつては、次に掲げる事項とする。

- 一 当該信用事業再構築後の経営体制の整備に関する事項
- 二 事業の継続及び再建を内容とする計画に関する事項
- 三 資本整理の認定に係る特定優先出資等の処分等が困難と認められる場合
- 四 法附則第五條第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等がその内容に照らして譲渡その他の処分を行うことが著しく困難なものであることその他の事由により、機構が当該特定優先出資等につき譲渡その他の処分を円滑に実施できる見込みがない場合
- 五 法附則第五條第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等につき、剰余金をもつてする消却又は返済を受けることが困難であると認められる場合
- 六 資本整理を可とする旨の認定を受けた場合における信用事業強化計画の記載事項
- 七 第二十八條 特別対象組合等が法附則第十七条第二項の認定を受けた場合における附則第七條の規定の適用については、同条中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類及び機構が保有する法附則第五條第一項の決定を受けて取得した特定優先出資等につき機構に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の機構による当該特定優先出資等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の法附則第十七条第二項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類」とする。
- 八 (特定承継会社を子会社とすることについての認可の申請等)
- 九 第二十九條 農林中央金庫は、法附則第二十六條第一項の規定により特定承継会社(同項に規定

する特定承継会社をいう。以下同じ。)を子会社(農林中央金庫法第二十四條第四項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。)とする認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 農林中央金庫に関する次に掲げる書面
- イ 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができ書面
- ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面
- 三 農林中央金庫及びその子会社等(農林中央金庫法第五十六條第二号に規定する子会社等をいう。以下この号並びに次項第四号及び第六号において同じ。)に関する次に掲げる書面
- イ 農林中央金庫及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができ書面
- ロ 当該認可後における農林中央金庫及びその子会社等(子会社となる会社を含む。)の収支及び連結自己資本比率(農林中央金庫法第五十六條第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。次項第四号において同じ。)の見込みを記載した書面

- 四 当該認可に係る会社に関する次に掲げる書面
- イ 定款
- ロ 会社の登記事項証明書
- ハ 創立総会の議事録(会社法第八十二条第一項の規定により創立総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面)(当該会社が株式移転により設立された場合は、これを分割し、再設立された場合には、これに関する株主総会の議事録(同法第三百九條第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面)その他必要な手続があつたことを証する書面)
- ニ 事業開始後三事業年度における収支及び自己資本の充実の状況等の見込みを記載した書面

ホ 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役及び指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書

二十七条 会計監査人の履歴書

ト 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員(履歴書)の職務を行うべき社員の履歴書)

二十八条 営業所の位置を記載した書面

チ 営業所の位置を記載した書面

リ 最近の日計表その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができ書面

ニ 特定業務(法附則第二十七條第二号に規定する特定業務をいう。次項において同じ。)に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

第二十九条 当該認可に係る会社が子会社等(法附則第三十三條第一項の規定により適用する銀行法(以下この条及び附則第三十五條において「銀行法」という。第十三條第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第十四條第二号に規定する子会社等)のいずれかに該当するものをいう。ホを除き、以下この号において同じ。)を有する場合)は、次に掲げる書面

- イ 当該子会社等の名称及び主たる営業所又は事務所的位置を記載した書面
- ロ 当該子会社等の業務の内容を記載した書面
- ハ 当該子会社等の最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。その他の当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができ書面)
- ニ 当該子会社等の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
- ホ 当該認可に係る会社の事業開始後三事業年度における当該会社及びその子会社等(銀行法第十四條の二第二号に規定する子会社等をいう。次項第十号において同じ。)の収支及び連結自己資本の充実の状況等の見込みを記載した書面
- 六 当該認可に係る会社を子会社とすることにより、農林中央金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数

(農林中央金庫法第七十三条第一項に規定する基準議決権数をいう。)を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

七 前各号に掲げるもののほか法附則第二十七条各号に掲げる要件に該当するかどうか審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 農林水産大臣及び内閣総理大臣は、前項の規定による認可の申請に係る法附則第二十七条各号に掲げる要件に該当するかどうか審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 当該認可に係る会社が、特定農業協同組合等の信用事業の全部又は一部を譲り受け、暫定的に維持継続し、これを農林中央金庫に引き継がせることを主たる目的とする会社であること。

二 当該認可に係る会社が、特定業務以外の業務を営まないものであること。

三 農林中央金庫の会員勘定の額が当該申請に係る会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

四 農林中央金庫及びその子会社等(当該認可に係る会社を含む。)の連結自己資本比率が適正な水準となることが見込まれること。

五 農林中央金庫の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

六 当該申請時において農林中央金庫及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

七 農林中央金庫が当該認可に係る会社の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。

八 当該認可に係る会社の資本金の額が法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法施行令(昭和五十七年政令第十号)(附則第三十五条第一項において「銀行法施行令」という。)第三条に規定する額以上であり、かつ、その営もうとする特定業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

九 事業開始後三事業年度を経過する日までの間に当該認可に係る会社の一の事業年度における当期利益が見込まれること。

十 当該認可に係る会社並びに当該会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況が事業開始後三事業年度を経過するまでに適当となることが見込まれること。

十一 特定業務に関する十分な知識及び経験を有する取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人又は従業員の状態、当該会社の経営管理に係る体制等に照らし、当該認可に係る会社が特定業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができるか、かつ、十分な社会的な信用を有する者であること。

十二 特定業務の内容及び方法が預金者等の保護その他の信用秩序の維持の観点から適当であること。

3 農林中央金庫は、法附則第二十六条第一項の認可を受けようとするときは、第一項に定めるところに準じた書面を農林水産大臣及び内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

4 農林中央金庫は、法附則第二十六条第一項の認可を受けようとするときは、又は前項の規定により予備審査を求めようとするときは、農林水産大臣及び内閣総理大臣に提出する申請書のうち内閣総理大臣に提出するものを、金融庁長官を経由して提出しなければならない。

銀行法第十条の業務を行う特定承継会社に係る銀行法施行規則の適用関係

第三十条 特定承継会社が銀行法第十条第二項第八号に掲げる業務を行う場合においては、同号の銀行その他金融業を行う者の代理又は媒介は、銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)第十三条の規定にかかわらず、金融機関等の業務の代理又は媒介(金融業務に限る。)とする。

2 前項の「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。

一 株式会社日本政策金融公庫

二 沖縄振興開発金融公庫

三 銀行

四 信用金庫及び信用金庫連合会

五 信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

六 労働金庫及び労働金庫連合会

七 農業協同組合法第十條第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

八 水産業協同組合法第十一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会

九 農林中央金庫

十 特定承継会社

十一 資金移動業者(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。)

十二 独立行政法人勤労者退職金共済機構

十三 独立行政法人福祉医療機構

十四 独立行政法人中小企業基盤整備機構

十五 独立行政法人農業者年金基金

十六 独立行政法人農林漁業信用基金

十七 独立行政法人住宅金融支援機構

十八 農水産業協同組合貯金保険機構

十九 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)第八十条第一項の規定により組織された酒造組合中央会

二十 農業信用基金協会(農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)に規定する農業信用基金協会をいう。)

二十一 保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社をいう。)

二十二 信託会社及び信託業務を営む金融機関

二十三 一般社団法人ジェイエイバンク支援協会(平成十四年一月十六日に社団法人ジェイエイバンク支援協会という名称で設立された法人をいう。)

二十四 前各号に掲げる者のほか、農林水産大臣及び金融庁長官が定める者

3 前項の「金融業務」とは、次に掲げるものをいう。

一 前項各号(第三号から第十一号まで、第十二号及び第二十四号を除く。)に掲げる者の業務(同項第一号に掲げる者にあつては株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務、前項第十二号に掲げる者にあつては中小

企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六百十号)第七十条第二項第一号に掲げる業務に限る。)の代理

イ 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)第十条第一項

ロ 農業改良資金融通法(昭和三十一年法律第二百二号)第三条第一項

ハ 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法(昭和五十二年法律第九十三号)第一項

ニ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第五条第四項

ホ 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十四条の六第一項

ヘ 特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)第五条第一項

ト 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号)第七条第一項

チ 獣医療法(平成四年法律第四十六号)第十五条第一項

リ 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)第十条第一項

又 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成十一年法律第一百十二号)第十一条第一項

ル 農業競争力強化支援法(平成二十九年法律第三十五号)第二十五条第一項

ヲ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)第四十一条第一項

二 次に掲げる業務又は事業の代理又は媒介

イ 前項第三号から第六号まで、第九号、第十号又は第二十四号に掲げる者の業務又は事業(次に掲げる業務又は事業を除く。)

(1) 銀行法第十条第二項第八号の二に掲げる業務

(2) 長期信用銀行法第六条第三項第五号の二に掲げる業務

(3) 信用金庫法第五十三条第三項第七号の二及び第五十四条第四項第七号の二に掲げる業務

- (4) 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の二及び第九条の九第六項第三号に掲げる事業
- (5) 農林中央金庫法第五十四条第四項第十号の二に掲げる業務
 - ロ 前項第七号に掲げる者の業務又は事業（農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（同法第十条第六項第八号の二に掲げる事業を除く。）に限る。）
 - ハ 前項第八号に掲げる者の業務（水産業協同組合法第十一条の五第二項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第九十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業（同法第十一条第三項第七号の二、第八十七条第四項第七号の二、第九十三条第二項第七号の二及び第九十七条第三項第七号の二に掲げる事業を除く。）に限る。）
- 三 前項第十一号に掲げる者が営む資金移動業（資金決済に関する法律第二条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介
 - イ 信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除く。）の締結
 - ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項各号に掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。）を受託する契約の締結
- 四 特定承継会社が銀行法第十条第二項第八号の二に掲げる業務を行う場合においては、同号の外国銀行の業務の代理又は媒介は、銀行法施行規則第十三条の二の規定にかかわらず、同法第十條第二項第八号に規定する外国銀行の同条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行

<p>うことができる業務を除く。）の代理又は媒介（外国において行うものに限る。）とする。（特定農業協同組合等から特定承継会社への信用事業の譲渡）</p> <p>第三十一条 令附則第九条第三項において準用する令第六条第一項第四号に規定する農林水産省令・内閣府令で定める書類については、第七条の規定を準用する。</p> <p>2 法附則第二十九条第二項の規定により法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td>第六条第二項</td> <td>掲げる書類</td> <td>掲げる書類（第六号に掲げるものを除く。）</td> </tr> <tr> <td>第六條第二項第七号</td> <td>農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等</td> <td>特定農水産業協同組合等</td> </tr> <tr> <td>第六條第二項第十号</td> <td>法第二十七條</td> <td>令附則第九條第二項</td> </tr> </table>	第六条第二項	掲げる書類	掲げる書類（第六号に掲げるものを除く。）	第六條第二項第七号	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等	特定農水産業協同組合等	第六條第二項第十号	法第二十七條	令附則第九條第二項
第六条第二項	掲げる書類	掲げる書類（第六号に掲げるものを除く。）								
第六條第二項第七号	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等	特定農水産業協同組合等								
第六條第二項第十号	法第二十七條	令附則第九條第二項								
<p>第三十二条 法附則第三十条第二項の規定により法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td>第五條第二項</td> <td>（合併等を決議等する際に公告及び催告すべき事項）</td> <td>（合併等を決議等する際に公告及び催告すべき事項）</td> </tr> <tr> <td>第五條第二項第十二号</td> <td>法第二十二條第一項第二号（法第二十七條において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日又は同項の規定による催告の日における最終事業年度に係る貸借対照表を主たる事務所に備え置いている旨（最終事業年度がな</td> <td>（合併等を決議等する際に公告及び催告すべき事項）</td> </tr> <tr> <td>第五條第二項第十二号</td> <td>法第二十二條第一項第二号（法第二十七條において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、農林中央金庫にあっては、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日における最終事業年度に係る貸借対照表を主たる事務所に備え置いている旨（最終事業年度がな</td> <td>（合併等を決議等する際に公告及び催告すべき事項）</td> </tr> </table>	第五條第二項	（合併等を決議等する際に公告及び催告すべき事項）	（合併等を決議等する際に公告及び催告すべき事項）	第五條第二項第十二号	法第二十二條第一項第二号（法第二十七條において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日又は同項の規定による催告の日における最終事業年度に係る貸借対照表を主たる事務所に備え置いている旨（最終事業年度がな	（合併等を決議等する際に公告及び催告すべき事項）	第五條第二項第十二号	法第二十二條第一項第二号（法第二十七條において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、農林中央金庫にあっては、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日における最終事業年度に係る貸借対照表を主たる事務所に備え置いている旨（最終事業年度がな	（合併等を決議等する際に公告及び催告すべき事項）
第五條第二項	（合併等を決議等する際に公告及び催告すべき事項）	（合併等を決議等する際に公告及び催告すべき事項）								
第五條第二項第十二号	法第二十二條第一項第二号（法第二十七條において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日又は同項の規定による催告の日における最終事業年度に係る貸借対照表を主たる事務所に備え置いている旨（最終事業年度がな	（合併等を決議等する際に公告及び催告すべき事項）								
第五條第二項第十二号	法第二十二條第一項第二号（法第二十七條において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、農林中央金庫にあっては、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日における最終事業年度に係る貸借対照表を主たる事務所に備え置いている旨（最終事業年度がな	（合併等を決議等する際に公告及び催告すべき事項）								

い場合にあっては、その旨」とする。

あつては、その旨」とする。

2 法第十二條第一項第二号の主務省令で定めるものは、特定承継会社（法附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）にあっては、法第十二條第一項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日における最終事業年度に係る貸借対照表を主たる事務所に備え置いている旨（最終事業年度がな

<p>第五條第三号</p>	<p>二 信用農水産業協同組合連合会（法第二條第二項に規定する信用農水産業協同組合連合会をいう。以下同じ。）（清算組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律</p>
<p>四号に規定する電子公告をいう。）により公告をしようときは、同法第九十一条第三項第二十八号イに掲げる事項</p> <p>二 最終事業年度に係る貸借対照表につき当該特定承継会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合</p> <p>同法第九十一条第三項第二十六号に掲げる事項</p> <p>三 当該特定承継会社につき最終事業年度がない場合</p> <p>その旨</p> <p>四 当該特定承継会社が清算株式会社（会社法第四百七十六条に規定する清算株式会社をいう。以下同じ。）である場合</p> <p>その旨</p> <p>五 前各号に掲げる場合以外の場合</p> <p>会社計算規則（平成十八年法律省令第十三号）第六編第二章の規定による最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容</p>	<p>二 特定承継会社（清算株式会社を除く。）についての次に掲げる事項</p> <p>イ 最終事業年度に係る計算書類等（会社法第四百三十五條第二項に規定する計算書類及び</p>

第七百三十二号) 第七十二条の三又は水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第九十二条第五項若しくは同法第五條第五項において準用する同法第七十七條において読み替えて準用する会社法(平成十七年法律第八十六条)第四百七十五条(第三号を除く。)の規定により清算する信用農水産業協同組合連合会をいう。次号及び次条第四号において同じ。)を除く。)について次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る決算関係書類(農業協同組合法第三十六条第七項及び水産業協同組合法第四十条第七項に規定する決算関係書類をいう。)(最終事業年度がない場合にあっては、当該信用農水産業協同組合連合会の成立の日における貸借対照表)の内容

ロ 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあっては、当該信用農水産業協同組合連合会の成立の日)以後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該

事業報告並びに監査報告及び会計監査報告をいう。)(最終事業年度がない場合にあっては、当該特定承継会社の成立の日における貸借対照表)の内容

ロ 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあっては、当該特定承継会社の成立の日)以後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該特定承継会社の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第十二条の二第二号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日(以下この条において「合併契約備置開始日」という。))後合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

<p>一 第六号</p> <p>二 法第十条に規定する合併総会の議事録(法第九条の二第一項の規定により総会の承認</p>	<p>第四号</p> <p>清算組合</p>	<p>第三号</p> <p>信用農水産業協同組合連合会(清算組合に限る。)が農業協同組合法第七十二条第一項又は水産業協同組合法第九十二条第五項若しくは同法第五條第五項において準用する同法第七十五條第一項</p>	<p>第五号</p> <p>特定承継会社(清算株式会社に限る。)が会社法第四百九十二条第一項</p>
--	------------------------	---	--

<p>第三十三号</p> <p>法附則第三十一条第二項の規定による法の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>第六号</p> <p>掲げるもの(第十号に掲げるものを除く。)</p> <p>第三十四号</p> <p>法附則第三十二条第一項の規定により農林中央金庫法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる農林中央金庫法施行</p>	<p>第二項</p> <p>をうけないで合併を行う農林中央金庫にあっては、同項の経営管理委員の議事録、特定承継会社にあつては、取締役会の議事録(次のイ又はロに掲げる場合には、当該イ又はロに定める書類)</p> <p>イ 合併契約の内容の決定につき、会社法第三百九十九条の十三第五項又は第六項による委任に基づく取締役の決定があつた場合</p> <p>ロ 当該取締役会の議事録及び当該決定があつたことを証する書面</p> <p>ロ 合併契約の内容の決定につき、会社法第四百十六条の決議による委任に基づく執行役の決定があつた場合</p> <p>ロ 当該取締役会の議事録及び当該決定があつたことを証する書面</p>	<p>第二項</p> <p>をうけないで合併を行う農林中央金庫にあっては、同項の経営管理委員の議事録、特定承継会社にあつては、取締役会の議事録(次のイ又はロに掲げる場合には、当該イ又はロに定める書類)</p> <p>イ 合併契約の内容の決定につき、会社法第三百九十九条の十三第五項又は第六項による委任に基づく取締役の決定があつた場合</p> <p>ロ 当該取締役会の議事録及び当該決定があつたことを証する書面</p> <p>ロ 合併契約の内容の決定につき、会社法第四百十六条の決議による委任に基づく執行役の決定があつた場合</p> <p>ロ 当該取締役会の議事録及び当該決定があつたことを証する書面</p>
---	---	---

<p>第九十号</p> <p>第五号</p> <p>第八号</p> <p>又</p> <p>令第四十四条各号に掲げる者又は特定承継会社</p>	<p>第九十号</p> <p>第五号</p> <p>第八号</p> <p>又</p> <p>令第四十四条各号に掲げる者又は特定承継会社</p>	<p>第七十号</p> <p>第九十号</p> <p>第一号</p> <p>及</p> <p>破綻金融機関の権利義務の全部又は一部を承継する金融機関及び経営困難特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等)による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合のうち、特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等)による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第九十五条第五項第八号、第九十七条第二項第二号並びに第九十二条第四号二及び第五号イにおいて同じ。)</p>	<p>行規則(平成十三年内閣府・農林水産省令第十号)の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>読み替</p> <p>読み替える字句</p>
---	---	--	--

第十四条の十一の二十二	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条第二項に規定する主務省令で定める事項	第十四条の十一の二十三	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の十一の	第十四条の十一の二十四	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の十一の	第十四条の十一の二十五	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の十一の	第十四条の二十六	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の十一の	第十四条の二十七	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の十一の	第十四条の二十八	特定預金等契約が成立したときに作成する銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七條の四第一項に規定する書面	第十四条の二十九	契約締結時交付書面に係る銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七條の四第一項ただし書に規定する主務省令で定める場合	第十四条の三十	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八條第三号に規定する金融商品取引法第六十六條の二十七の登録の意義その他の事項として主務省令で定める事項	第十四条の三十一	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五條ただし書に規定する主務省令で定める場合																																						
第十四条の十二	銀行法第十四条の第二号に規定する主務省令で定める特殊の関係のある会社	第十五条	休日の承認の申請等	第十六条	営業時間	第十七条	銀行法第十六条第一項の規定による臨時休業の届出等	第十七条	銀行法第十六条第二項の規定による閣覧に供する措置	第十七条	銀行法第十六条第三項に規定する主務省令で定める場合	第十七条	銀行法第十六条第四項に規定する主務省令で定める場合	第十七条	銀行法第十六条の二第二項第二号の二に規定する主務省令で定める業務	第十七条	銀行法第十六条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める業務	第十七条	銀行法第十六条の二第二項第四号及び第四号の二に規定する主務省令で定める業務	第十七条	銀行法第十六条の二第二項第五号に規定する主務省令で定めるもの	第十七条	銀行法第十六条の二第二項第六号に規定する主務省令で定めるもの	第十七条	銀行法第十六条の二第二項第七号に規定する主務省令で定めるもの	第十七条	銀行法第十六条の二第二項第八号に規定する主務省令で定めるもの	第十七条	銀行法第十六条の二第二項第九号に規定する主務省令で定めるもの	第十七条	銀行法第十六条の二第二項第十号に規定する主務省令で定めるもの	第十七条	銀行法第十六条の二第二項第十一号に規定する主務省令で定めるもの	第十七条	銀行法第十六条の二第二項第十二号に規定する主務省令で定めるもの	第十七条	銀行法第十六条の二第二項第十三号及び第二十号から第三十三号までを	第十七条	銀行法第十六条の二第二項第三号に規定する主務省令で定めるもの	第十七条	銀行法第十六条の二第二項第五号に規定する主務省令で定めるもの																
第十七条の三	銀行法第十七条の三第二項に規定する主務省令で定めるもの	第十七条の四	銀行法第十七条の四第一項に規定する主務省令で定めるもの	第十七条の五	銀行法第十七条の五第一項に規定する主務省令で定めるもの	第十七条の六	銀行法第十七条の六第一項に規定する主務省令で定めるもの	第十七条の七	銀行法第十七条の七第一項に規定する主務省令で定めるもの	第十七条の八	銀行法第十七条の八第一項に規定する主務省令で定めるもの	第十七条の九	銀行法第十七条の九第一項に規定する主務省令で定めるもの	第十七条の十	銀行法第十七条の十第一項に規定する主務省令で定めるもの	第十七条の十一	銀行法第十七条の十一第一項に規定する主務省令で定めるもの	第十七条の十二	銀行法第十七条の十二第一項に規定する主務省令で定めるもの	第十七条の十三	銀行法第十七条の十三第一項に規定する主務省令で定めるもの	第十七条の十四	銀行法第十七条の十四第一項に規定する主務省令で定めるもの	第十七条の十五	銀行法第十七条の十五第一項に規定する主務省令で定めるもの	第十七条の十六	銀行法第十七条の十六第一項に規定する主務省令で定めるもの	第十七条の十七	銀行法第十七条の十七第一項に規定する主務省令で定めるもの	第十七条の十八	銀行法第十七条の十八第一項に規定する主務省令で定めるもの	第十七条の十九	銀行法第十七条の十九第一項に規定する主務省令で定めるもの	第十七条の二十	銀行法第十七条の二十第一項に規定する主務省令で定めるもの	第十七条の二十一	銀行法第十七条の二十一第一項に規定する主務省令で定めるもの	第十七条の二十二	銀行法第十七条の二十二第一項に規定する主務省令で定めるもの	第十七条の二十三	銀行法第十七条の二十三第一項に規定する主務省令で定めるもの	第十七条の二十四	銀行法第十七条の二十四第一項に規定する主務省令で定めるもの	第十七条の二十五	銀行法第十七条の二十五第一項に規定する主務省令で定めるもの	第十七条の二十六	銀行法第十七条の二十六第一項に規定する主務省令で定めるもの	第十七条の二十七	銀行法第十七条の二十七第一項に規定する主務省令で定めるもの	第十七条の二十八	銀行法第十七条の二十八第一項に規定する主務省令で定めるもの	第十七条の二十九	銀行法第十七条の二十九第一項に規定する主務省令で定めるもの	第十七条の三十	銀行法第十七条の三十第一項に規定する主務省令で定めるもの	第十七条の三十一	銀行法第十七条の三十一第一項に規定する主務省令で定めるもの

第十七条の七の三から第三項まで	銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める会社
第十七条の七の三	銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める特殊の関係のある会社
第十七条の七の三	銀行法施行規則第十七条の七の三の第二項から第四項までの規定を準用する場合
第十七条の七の四	剰余金の配当をする場合における剰余金の配当後の資本準備金の額
第十七条の七の四	剰余金の配当をする場合における剰余金の配当後の利益準備金の額
第十七条の七の五	剰余金の配当をする場合における剰余金の配当後のその他資本剰余金の額及びその他利益剰余金の額
第十八条及び第三項を除く。	銀行法第十九条第一項又は第二項の規定による業務報告書
第十九条	銀行法第二十条の規定による貸借対照表等の公告等
第十九条の二第一項（第一号チ、第五号ホ及び又並びに第六号を除く。）	銀行法第二十一条第一項前段に規定する主務省令で定めるもの
第十九条の二第五項第一号	銀行法第二十一条第一項前段に規定する主務省令で定める営業所
第十九条の三（第三号ニ及びト、第四号並びに第六号を除く。）	銀行法第二十一条第二項前段に規定する主務省令で定めるもの

第十九条の四	銀行法第二十条第一項又は第二項及び第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書面の縦覧
第十九条の五	銀行法第二十一条第七項に規定する預金者その他の顧客が特定承継会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となすべき事項のうち特に重要なものの開示
第二十条	銀行法第二十二條の規定による事業報告等の記載事項
第二十一条	銀行法第二十四条第二項に規定する主務省令で定めるもの
第二十二条	銀行法第三十条第一項の規定による合併の認可の申請
第二十二條（第一項第八号及び第一号の二を除く。）	銀行法第三十条第二項の規定による会社分割の認可の申請
第二十三條（第一項第九号の二を除く。）	銀行法第三十条第三項の規定による事業の譲渡又は譲受けの認可の申請
第二十四條	銀行法施行令第七条に規定する債権者で農林水産省令・内閣府令で定めるもの
第二十五条	銀行法第三十七条第一項の規定による銀行業の廃止、合併又は解散の認可の申請
第二十六条	銀行法第三十八条第一項の規定による公告及び揭示
第二十六條	銀行法第三十八条第二項の規定による閲覧に供する措置
第二十七條	銀行法第四十一条第四号の規定による承認の申請
第二十七條	銀行法第四十四条第三項第一号に規定する主務省令で定める者

第三十四条の二第四項（第一号及び第六号を除く。）及び第三項（第三号を除く。）	銀行法第五十二条の二第一項の規定による認可の申請等
第三十四条の二の三並びに第三十四条の二の四（第二項を除く。）	銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する主務省令で定める事項
第三十四条の二の三	銀行法施行規則第三十四条の三十二第一項第一号ロ（一）の規定を準用する場合
第三十四条の三	銀行法第五十二条の三十七第二項第二号に規定する主務省令で定めるもの
第三十四条の三	銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する主務省令で定める書類
第三十四条の三十五	銀行法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する主務省令で定める基準
第三十四条の三十七	銀行法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があった場合における審査
第三十四条の三十八	銀行法第五十二条の三十六第一項に規定する許可に係る予備審査
第三十四条の三十九	銀行法第五十二条の三十九第一項に規定する主務省令で定める場合

第三十四条の九	銀行法第五十二条の三十九第一項及び第二項の規定による届出
第三十四条の十	銀行法第五十二条の四十第一項に規定する主務省令で定める様式
第三十四条の十一	銀行法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置
第三十四条の十二	銀行法第五十二条の四十第二項ただし書に規定する主務省令で定める場合
第三十四条の十三	銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による兼業業務の承認の申請等
第三十四条の十四	銀行法第五十二条の四十三の規定に基づく分別管理
第三十四条の十五	銀行法第五十二条の四十四第一項第三号に規定する主務省令で定める事項
第三十四条の十六	銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による預金者等に対する情報の提供
第三十四条の十七	銀行法第五十二条の四十四第二項の規定により銀行代理業者が金融商品の販売又はその代理若しくは媒介を行う場合
第三十四条の十八	銀行法施行規則第三十四条の四十三第一項第三号の規定を準用する場合における情報の提供
第三十四条の十九	銀行法第五十二条の規定による銀行代理業者の個人顧客情報の取扱い
第三十四条の二十	銀行法第五十二条の規定による銀行代理業者の顧客情報の使用に係る書面による同意等
第三十四条の二十一	銀行法第五十二条の規定による銀行代理業に係る社内規則等
第三十四条の二十二	銀行法第五十二条の四十五第三号に規定する主務省令で定める銀行代理業者と密接な関係を有する者
第三十四条の二十三	銀行法第五十二条の四十五第三号に規定する顧客の保護に欠けるお

第三十四 条の六十 九	銀行法第五十二條の六十七第一項 第八号に規定する主務省令で定め るもの	第三十四 条の七十 六第二項	指定紛争解決機関に係る手続実施 記録の保存及び作成	第三十六 条の二	銀行法第五十五條第一項ただし書 の規定による承認の申請	第一條の 第一項 第五号	金融庁長官	農林水産大臣及 び金融庁長官、 財務局長又は福 岡財務支局長 (以下「金融庁長 官等」という。)
第三十四 条の七十 一	銀行法第五十二條の六十七第四項 第三号に規定する指定紛争解決機 関の株式の所有、指定紛争解決機 関に対する融資その他の事由を通 じて指定紛争解決機関の事業を実 質的に支配し、又はその事業に重 要な影響を与える関係にあるもの として主務省令で定める者	第三十六 条の三第 一項	銀行法第六十三條第一号の二に規 定する主務省令で定める措置	第三十六 条の三第 二項	銀行法第六十三條第一号の二に規 定する主務省令で定める措置	第一條の 第三項 及び第 四項 第五号	金融庁長官、財 務局長又は福岡 財務支局長(以 下「金融庁長官 等」という。)	農林水産大臣及 び金融庁長官等
第三十四 条の七十 二	銀行法第五十二條の六十七第四項 第三号に規定する指定紛争解決機 関が株式の所有その他の事由を通 じてその事業を実質的に支配する 関係にあるものとして主務省令で 定める者	第三十七 条の三第 二項	銀行法第六十三條第一号の三に規 定する主務省令で定める措置	第三十七 条の三第 三項から第 五項まで 及び第八 項から第 十項まで を(除く。)	銀行法の規定による申請書、業務 報告書その他の書面の提出に係る 經由官庁	第十三條 の三第一 項第三号	預金保険法(昭 和四十六年法律 第三十四号)第 五十三條	農林中央金庫及 び特定農水産業 協同組合等によ る信用事業の再 編及び強化に関 する法律(平成 八年法律第二十 八号。以下「再 編強化法」とい う。附則第三十 三條第二項の規 定により適用す る農水産業協同 組合貯金保険法 (昭和四十八年法 律第五十三号。 以下「貯金保険 法」という。)第 五十五條
第三十四 条の七十 三	銀行法第五十二條の七十一の規定 による苦情処理手続に関する記録 の記載事項等	第三十九 條	銀行法の規定による認可又は銀行 法第五十二條の四十二第一項の承 認に係る予備審査	第四十條 (第一項第 二號の二、 第三号及 び第六号 を除く。)	銀行法、銀行法施行令又はこの條 において準用する銀行法施行規則 の規定による許可、認可、承認又 は指定に関する申請の標準処理期 間	2 前項の場合において、銀行法施行規則の規定、 (第一條の三第一項第五号、第二項及び第三項、 第五條、第十四條の十一の三十第二項第二号、 第十七條の五第一項及び第二項、第十七條の七 第一項及び第二項、第十九條の五、第三十四條 の五十三の十七第二項第二号並びに第三十七條 第一項及び第六項を除く。)中「金融庁長官」と あるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と 読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第十三條 の五第二 項第二号	第五十三條又は 貯金保険法第五 十五條
第三十四 条の七十 四	銀行法第五十二條の七十三第三項 第三号に規定する主務省令で定め る者	第四十條 の二	銀行法第六十三條第一号の三に規 定する主務省令で定める措置	第四十條 の二	銀行法第六十三條第一号の三に規 定する主務省令で定める措置	第十三條 の六の三 の第一項第 一號	期末(中間期末 を含む。以下こ の項において同 じ。)	第五十三條又は 貯金保険法第五 十五條
第三十四 条の七十 四	銀行法第五十二條の七十三第八項 に規定する説明をするに当たり銀 行業務等関連紛争の当事者である 加入銀行業関係業者の顧客から書 面の交付を求められたときの顧客 説明	第四十條 の三	銀行法第六十三條第一号の三に規 定する主務省令で定める措置	第四十條 の三	銀行法第六十三條第一号の三に規 定する主務省令で定める措置	第四十條 の三	期末(中間期末 を含む。以下こ の項において同 じ。)	第五十三條又は 貯金保険法第五 十五條
第三十四 条の七十 五	銀行法第五十二條の七十三第八項 第三号に規定する主務省令で定め る事項	第四十條 の四	銀行法第六十三條第一号の三に規 定する主務省令で定める措置	第四十條 の四	銀行法第六十三條第一号の三に規 定する主務省令で定める措置	第四十條 の四	期末(中間期末 を含む。以下こ の項において同 じ。)	第五十三條又は 貯金保険法第五 十五條

第十三条の六の四第一号	現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機を	現金自動支払機等（第十七条の三第一項第七号に規定する現金自動支払機等をいう。以下この号及び第十七条の二第六号において同じ。）を	第十三条の六の四第一号イ	現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機	現金自動支払機等
第十三条の八第一項第四号及び第二項第三号	掲げる指定	掲げる指定又は銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定	第十三条の八第三項第二号	掲げる指定	掲げる指定又は銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
第十四条の二第一項第一号ホ	ホ 信用保証協会が債務の保証をした貸出金であつて株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているもの額のうち当該保険金額	ホ 地方公共団体ににより貸付金に係る損失が補償されることとなつていてる場合における当該貸付金に係る補償の額	第十四条の三第二項第一号	預金保険法第六十一条第一項若しくは第六十二条の二十九第一項 同法第六十二条第一項若しくは第六十二条の二十九第一項 同法第五十九条第二項 合併等又は同法第二百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等	の額のうち、当該再保証額又は前条第四項第八号に掲げる社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額（株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているもの額のうち当該保険金相当額に限る。） 四の二 前条第四項第一号に掲げるものうち農林中央金庫への預け金の額 四の三 農林中央金庫法第六十五条に規定する募集農林債の額 貯金保険法第六十三条第一項
第十四条の十一の二十七第三号及び第十四条の十一の二十八第三号	預金保険法第五十三条	貯金保険法第五十五条	第十七条の二第六項第九号ト	事業者等	事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下同じ。）
第十七条の二第十項	百分の五を	百分の十を	第十四条の二第十項	14 法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。 一 次条第二項第十二号に掲げる業務 二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に關連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受ける	14 法第十六条の二第一項第十二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。 一 次条第二項第十二号に掲げる業務 二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に關連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受けること
第十四条の二の二	強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第六十五条の二第一項第十五号に規定する主務省令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下この項において「障害者雇用促進法」という。）第四十四条第一項、第四十五条の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社（それぞれ障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条の二第一項に規定する子会社、関係会社又は関係子会社をいう。）とする。	が見込まれる株式会社に係るものに限る。） 14の2 再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第六十五条の二第一項第十五号に規定する主務省令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下この項において「障害者雇用促進法」という。）第四十四条第一項、第四十五条の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社（それぞれ障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条の二第一項に規定する銀行業の高度化若し	が見込まれる株式会社に係るものに限る。） 14の2 再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第六十五条の二第一項第十五号に規定する主務省令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下この項において「障害者雇用促進法」という。）第四十四条第一項、第四十五条の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社（それぞれ障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条の二第一項に規定する銀行業の高度化若し		

くは当該特定承継会社の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二 特定の地域において生産され、若しくは提供される商品又は提供される役務の提供を行う業務であつて、当該特定承継会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの

三 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該特定承継会社の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十八条第三号に規定する労働者派遣事業（他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情

報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託その他の当該特定承継会社の営む業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者（同条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる同条第一号に規定する労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者でないものに限る。）

四 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステム的设计、開発若しくは保守（当該特定承継会社若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該特定承継会社若しくはその子会社が単

独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

七 成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）第二条第一項に規定する成年後見人等をいう。以下この号において同じ。）の事務の支援その他の成年後見人等の事務を行う業務

八 前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社対象会社（銀行法第十六条の二第一項に規定する子会社対象

<p>第十七条の三第二項第十号</p>	<p>経営相談等業務</p>	<p>他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託</p>	<p>第十七条の三第二項第二号</p>	<p>電子決済等代行業</p>	<p>農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業に係る業務又は当該業務と併せ営む電子決済等代行業</p>	<p>第十七条の三第一項第十号</p>	<p>貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）</p>	<p>貸付け</p>	<p>第十七条の二第十号</p>	<p>一次に掲げる会社のいずれかを子会社とする持株会社 銀行 長期信用 銀行 ハ 保険会社 ニ 少額短期保険業者</p>	<p>一 信託兼営銀行を子会社とする持株会社</p>
---------------------	----------------	---	---------------------	-----------------	---	---------------------	--	------------	------------------	--	----------------------------

第十七条の三第二項第三十号	三十四 保険契約者からの保険事故に関する報告の取次ぎを行う業務又は保険契約に關し相談に應ずる業務	三十四 保険契約者からの保険事故に関する報告の取次ぎを行う業務又は保険契約に關し相談に應ずる業務	第十七条の四の二第一号	第十八号の五まで	第十八号の五まで及び第三十四号の二	第十七条の五第一項第七号に掲げる会社(第十七条の四の三に	いい、同条第一項第十五号に掲げる会社(第十七条の四の三に	いう	
第十七条の五第二項	金融庁長官	規定する会社を除く。)を除く	農林水産大臣及び金融庁長官等	第十七条の七第一項及び第二項	金融庁長官	農林水産大臣及び金融庁長官等	第十七条の七の二第三項第一号	若しくは長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫(これらの法人をもつて組織する連合会を含む。	又は特定農業協同組合等(再編強化法第二条第四項第一号に規定する特定農業協同組合等をいう。第二十三条第六号において
第十七条の七の三第三項及び第四項	組織(当該銀行が他の銀行又は銀行持株会社の	百分の五	組織	第十九条の二第一項第一号イ	銀行持株会社の	組織	第十九条の二第一項第三号イ	直近の中間事業年度又は	直近の
第十九条の二第一項第一号イ	組織(当該銀行が他の銀行又は銀行持株会社の	百分の十	組織	第十九条の二第一項第三号ロ	銀行持株会社の	組織	第十九条の二第一項第三号ロ	直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の	直近の
第十九条の二第一項第一号イ	組織(当該銀行が他の銀行又は銀行持株会社の	百分の十	組織	第十九条の二第一項第三号イ	銀行持株会社の	組織	第十九条の二第一項第三号イ	直近の三中間事業年度又は	直近の
第十九条の二第一項第七号	書類(中間説明書の末日)	末日(中間説明書の末日)	末日	第十九条の二第三号イ	直近の中間事業年度又は	直近の	第十九条の二第三号イ	直近の三中間事業年度又は	直近の
第十九条の二第一項第七号	書類(中間説明書の末日)	末日(中間説明書の末日)	末日	第十九条の二第三号ロ	直近の三中間事業年度又は	直近の	第十九条の二第三号ロ	直近の三中間事業年度又は	直近の
第十九条の二第一項第七号	書類(中間説明書の末日)	末日(中間説明書の末日)	末日	第十九条の二第三号イ	直近の三中間事業年度又は	直近の	第十九条の二第三号イ	直近の三中間事業年度又は	直近の
第十九条の二第一項第七号	書類(中間説明書の末日)	末日(中間説明書の末日)	末日	第十九条の二第三号ロ	直近の三中間事業年度又は	直近の	第十九条の二第三号ロ	直近の三中間事業年度又は	直近の

第二十三 条第六号	六 私的独占の 禁止及び公正取 引の確保に關す る法律第十六条 第二項の規定に よる届出を要す る場合には、当 該届出をしたこ とを証明する 書面	事項のうち特に 重要なもの（金 融庁長官が別に 定める事項を含 む。）の開示に 努めなければな らない。
第二十二 条第一項 第十一号	いい、銀行業高 度化等会社（第 十七条の四の三 を除く。）を除 く	考となるべき事 項のうち特に重 要なもの（農林 水産大臣及び金 融庁長官が別に 定める事項を含 む。）の開示に努 めなければなら ない。 2 特定承継会 社は、事業年度 ごとに、法第二 十一条第七項に 規定する預金者 その他の顧客が 当該特定承継会 社及びその子会 社等の業務及び 財産の状況を知 るために参考と なるべき事項の うち重要なもの （前項に規定す る事項を除き、農 林水産大臣及び 金融庁長官が別 に定める事項を 含む。）の開示に 努めなければな らない。

イ 当該特定承 継会社の定款、 事業計画書、営 業所の所在地及 び法第五十二条 の三十六第一項 の許可を受けて 当該特定承継会 社のために銀行 法第二条第十四 項各号に掲げる 行為のいづれか を営む者が同行 各号に掲げる行 為のいづれかを 営む営業所又は 事務所を記載し た書面並びに役 員の構成、その 氏名及び略歴を 記載した書面	ロ 当該特定承 継会社の事業譲 渡の認可申請の 直前に終了する 事業年度の貸借 対照表及び損益 計算書並びに最 近の日計表	ハ 農林中央金 庫及び特定農水 産業協同組合等 による信用事業 の再編及び強化 に關する法律施 行令（平成九年 政令第八号）附 則第九條第二項 において準用す る再編強化法第 十九条第二項の 規定による業務 の継続の期限を 記載した書面	ニ 当該特定 承継会社が事 業の全部又は一 部を譲り受け る場合には、次 に掲げる書面	第三十四 条の三四 七第四号 二（一）	法第四條第一 項の免許	（一）法、長 期信用銀行法、 （二）法、長 期信用銀行法、
部を農林中央金 庫に譲り渡す場 合には、再編強 化法附則第三十 一條第二項の規 定により適用す る再編強化法第 二十七條におい て準用する再編 強化法第十九條 第三項の規定に よる信託業務を 終了したことを 証する書面	再編強化法附則 第二十六條第一 項の認可	再編強化法附則 第二十六條第一 項の認可	再編強化法附則 第二十六條第一 項の認可	再編強化法附則 第二十六條第一 項の認可	再編強化法附則 第二十六條第一 項の認可	法第十三條の三 の十において 準用する法第五 十二條の四五 の法人

七第四号
一（一）

信用金庫法、勞 働金庫法、中小 企業等協同組合 法、協同組合に よる金融事業に 關する法律、農 業協同組合法、 水産業協同組合 法、農林中央金 庫法、貸金業法 又は金融サービ スの提供及び利 用環境の整備等 に關する法律に 相當する外国の 法令の規定によ り当該外国にお いて受けている （一）から（一 〇）までに規定 する免許、許可、 認可若しくは登 録（当該免許、 許可、認可若し しくは登録に類 するその他の行 政処分を含む。以 下この号におい て同じ。）と同種 類の免許、許可、 認可若しくは登 録を取り消され、 又は当該免許、 許可、認可若し しくは登録の更新 を拒否された場 合	（一）銀行法 第二十七條若し しくは第二十八 條の規定により同 法第四條第一項 の免許を取り消 され、同法第五 十二條の十五第 一項の規定によ り同法第五十二	信用金庫法、勞 働金庫法、中小 企業等協同組合 法、協同組合に よる金融事業に 關する法律、農 業協同組合法、 水産業協同組合 法、農林中央金 庫法、貸金業法 又は金融サービ スの提供及び利 用環境の整備等 に關する法律に 相當する外国の 法令の規定によ り当該外国にお いて受けている （一）から（一 〇）までに規定 する免許、許可、 認可若しくは登 録（当該免許、 許可、認可若し しくは登録に類 するその他の行 政処分を含む。以 下この号におい て同じ。）と同種 類の免許、許可、 認可若しくは登 録を取り消され、 又は当該免許、 許可、認可若し しくは登録の更新 を拒否された場 合	信用金庫法、勞 働金庫法、中小 企業等協同組合 法、協同組合に よる金融事業に 關する法律、農 業協同組合法、 水産業協同組合 法、農林中央金 庫法、貸金業法 又は金融サービ スの提供及び利 用環境の整備等 に關する法律に 相當する外国の 法令の規定によ り当該外国にお いて受けている （一）から（一 〇）までに規定 する免許、許可、 認可若しくは登 録（当該免許、 許可、認可若し しくは登録に類 するその他の行 政処分を含む。以 下この号におい て同じ。）と同種 類の免許、許可、 認可若しくは登 録を取り消され、 又は当該免許、 許可、認可若し しくは登録の更新 を拒否された場 合	信用金庫法、勞 働金庫法、中小 企業等協同組合 法、協同組合に よる金融事業に 關する法律、農 業協同組合法、 水産業協同組合 法、農林中央金 庫法、貸金業法 又は金融サービ スの提供及び利 用環境の整備等 に關する法律に 相當する外国の 法令の規定によ り当該外国にお いて受けている （一）から（一 〇）までに規定 する免許、許可、 認可若しくは登 録（当該免許、 許可、認可若し しくは登録に類 するその他の行 政処分を含む。以 下この号におい て同じ。）と同種 類の免許、許可、 認可若しくは登 録を取り消され、 又は当該免許、 許可、認可若し しくは登録の更新 を拒否された場 合
---	--	---	---	---

<p>第三十四 条の三十 七第四号 ト(1)</p>	<p>(11) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者</p>	<p>(11) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者</p>
--	---	---

<p>第三十四 条の三十 七第四 号チ</p>	<p>チ 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくな</p>	<p>チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくな</p>
-------------------------------------	---	---

つた日から五年を経過しない者

た日から五年を経過しない者

銀行法第五十二條の規定により同法第五十二條の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、同法第五十二條の五十六第一項(長期信用銀行法第十七條、信用金庫法第八十九條第五項、労働金庫法第九十四條第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六條の四の二第一項、農業協同組合法第九十二條の四第一項、水産業協同組合法第九十八條第一項及び農林中央金庫法第九十五條の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により銀行法第五十二條の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六條の五第一項の許可、信用金庫法第八十五條の二第一項の許可、労働金庫法第八十九條の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六

<p>第三十四 条の三十 七第五 号二</p>	<p>チまで</p>	<p>りまで</p>	<p>第三十四 条の三十 七第五 号イ</p>	<p>(11)まで 経過しない者</p>	<p>(12)まで 経過しない者 (農林中央金庫法第二十七條又は第二十八條の規定により再編強化法附則第二十六條第一項の認可を取り消された場合)は、その取消の日から五年を経過しない者</p>	<p>許可、農業協同組合法第九十二條の二第一項の許可、水産業協同組合法第九十二條の九第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五條の二第一項の許可を取り消された場合又は長期信用銀行法第十七條において準用する銀行法第五十二條の規定により長期信用銀行法第十六條の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合において、その取消の日から五年を経過しない者</p>
-------------------------------------	------------	------------	-------------------------------------	--------------------------	--	---

<p>令第十六条第一項第十四号の二イ</p>	<p>中央金庫</p>	<p>次に掲げる者及び特定承継会社（再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）</p>	<p>農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する令第六條の三</p>	<p>対して</p>	<p>及び特定承継会社に対して</p>	<p>農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する令第三十五條第二項第一号の二</p>	<p>その法人</p>	<p>その法人（農林中央金庫が再編強化法附則第三十三條第一項の規定により適用する銀行法第二十七條又は第二十八條の規定により再編強化法附則第二十六條第一項の認可を取り消された場合にあつては、その取消に係る特定承継会社）</p>	<p>農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する令第五十七條の七第四号ニ</p>	<p>場合</p>	<p>場合（農林中央金庫が再編強化法附則第三十三條第一項の規定により適用する銀行法第二十七條又は第二十八條の規定により再編強化法附則第二十六條第一項の認可を取り消された場合にあつては、その取消に係る特定承継会社）</p>
<p>農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する令第五十七條の七第五号イ</p>	<p>経過しな</p>	<p>認可を取り消された場合を含む。） 中央金庫が再編強化法附則第三十三條第一項の規定により適用する銀行法第二十七條又は第二十八條の規定により再編強化法附則第二十六條第一項の認可を取り消された場合にあつては、その取消の日から五年を経過しない特定承継会社であつた者）</p>	<p>農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する令第五十七條の七第五号イ</p>	<p>第四十二條第三項</p>	<p>（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七條において準用する場合を含む。）</p>	<p>農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する令第五十七條の七第五号イ</p>	<p>又は</p>	<p>、信用農業協同組合連合会又は特定承継会社</p>	<p>農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する令第二十六條第三項第一号の二</p>	<p>次に掲げる業務</p>	<p>次に掲げる業務及び特定承継会社の業務</p>
<p>農業協同組合等の信用事業に関する令第二十七條第六項第八号</p>	<p>令第二十</p>	<p>、令第二十四條の二各号に掲げる者又は特定承継会社</p>	<p>農業協同組合等の信用事業に関する令第五十條の七第四号ニ</p>	<p>その法人</p>	<p>その法人（農林中央金庫が再編強化法附則第三十三條第一項の規定により適用する銀行法第二十七條又は第二十八條の規定により再編強化法附則第二十六條第一項の認可を取り消された場合にあつては、その取消に係る特定承継会社）</p>	<p>漁業協同組合等の信用事業に関する令第五十條の七第四号ニ</p>	<p>経過しな</p>	<p>経過しない者（農林中央金庫が再編強化法附則第三十三條第一項の規定により適用する銀行法第二十七條又は第二十八條の規定により再編強化法附則第二十六條第一項の認可を取り消された場合を含む。）</p>	<p>漁業協同組合等の信用事業に関する令第五十條の七第五号イ</p>	<p>経過しな</p>	<p>経過しない者（農林中央金庫が再編強化法附則第三十三條第一項の規定により適用する銀行法第二十七條又は第二十八條の規定により再編強化法附則第二十六條第一項の認可を取り消された場合を含む。）</p>
<p>漁業協同組合等の信用事業に関する令第五十條の十三第二項</p>	<p>第四十二條第三項</p>	<p>（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七條において準用する場合を含む。）</p>	<p>確定拠出年金運営管理機関に関する令（平成十三年内閣府・厚生労働省令第六号）第四條第三号</p>	<p>再編強化法第二條</p>	<p>、再編強化法第二條第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会又は特定承継会社</p>	<p>経過しな</p>	<p>経過しな</p>	<p>経過しないもの（農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第一百八号。以下この号において「再編強化法」という。）附則第三十三條第一項の規定により適用する銀行法第二十七條又は第二十八條の規定により再編強化法附則第二十六條第一項の認可を取り消された場合において、その処分の日前三十日以内にその取消に係る同項に規定する特定承</p>	<p>経過しな</p>	<p>経過しな</p>	<p>経過しないもの（農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第一百八号。以下この号において「再編強化法」という。）附則第三十三條第一項の規定により適用する銀行法第二十七條又は第二十八條の規定により再編強化法附則第二十六條第一項の認可を取り消された場合において、その処分の日前三十日以内にその取消に係る同項に規定する特定承</p>

<p>農業協同組合 法施行規則 (平成十七年農 林水産省令第 二十七号)第 四十二条第一 項第一号</p>	<p>銀行</p>	<p>継会社の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しないものを含む。</p>	<p>農業協同組合 法施行規則第 六十一条第四 項第一号の一</p>	<p>次に掲げる業務及び特定承継会社の業務</p>	<p>次に掲げる業務及び特定承継会社の業務</p>	<p>次に掲げるもの及び特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等)による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社をいう。</p>	<p>次に掲げるもの及び特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等)による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社をいう。</p>	<p>次に掲げるもの及び特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等)による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社をいう。</p>	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二</p>
<p>号)第一条第四項第十号</p>	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三條第一項第二十二号</p>	<p>第四十二條第三項(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等)による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社をいう。第百四十一条の二第一項第五号ロ及び第二十九條において同じ。</p>	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十一條の二第一項第五号ロ</p>	<p>次に掲げる金融機関及び特定承継会社</p>	<p>次に掲げる金融機関及び特定承継会社</p>	<p>次に掲げるもの及び特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等)による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十七條において準用する場合を含む。</p>	<p>次に掲げるもの及び特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等)による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十七條において準用する場合を含む。</p>	<p>次に掲げるもの及び特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等)による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十七條において準用する場合を含む。</p>	<p>株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に必要とな事項を定め</p>
<p>る省令(平成二十年財務省・農林水産省・経済産業省令第二号)第十五條第一項</p>	<p>前払式支払手段に関する内閣府令(平成二十二年内閣府令第三号)第三十一条第一項第二号</p>	<p>国内基準に基いて、銀行、海上営業拠点、有価証券、信託、及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社をいう。</p>	<p>前払式支払手段に関する内閣府令第三十条第六項</p>	<p>銀行、海上営業拠点、有価証券、信託、及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社をいう。</p>	<p>銀行、海上営業拠点、有価証券、信託、及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社をいう。</p>	<p>次に掲げるもの及び特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等)による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十七條において準用する場合を含む。</p>	<p>次に掲げるもの及び特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等)による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十七條において準用する場合を含む。</p>	<p>次に掲げるもの及び特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等)による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十七條において準用する場合を含む。</p>	<p>資金移動業者に関する内閣府令(平成二十二年内閣府令第四号)第</p>
<p>十五條第一項第二号</p>	<p>銀行</p>	<p>律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社をいう。</p>	<p>銀行、海上営業拠点、有価証券、信託、及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社をいう。</p>	<p>銀行、海上営業拠点、有価証券、信託、及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社をいう。</p>	<p>銀行、海上営業拠点、有価証券、信託、及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社をいう。</p>	<p>次に掲げるもの及び特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等)による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十七條において準用する場合を含む。</p>	<p>次に掲げるもの及び特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等)による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十七條において準用する場合を含む。</p>	<p>次に掲げるもの及び特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等)による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十七條において準用する場合を含む。</p>	<p>金融サービス仲介業者等に</p>
<p>律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社をいう。</p>	<p>銀行</p>	<p>律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社をいう。</p>	<p>銀行、海上営業拠点、有価証券、信託、及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社をいう。</p>	<p>銀行、海上営業拠点、有価証券、信託、及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社をいう。</p>	<p>銀行、海上営業拠点、有価証券、信託、及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社をいう。</p>	<p>次に掲げるもの及び特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等)による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十七條において準用する場合を含む。</p>	<p>次に掲げるもの及び特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等)による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十七條において準用する場合を含む。</p>	<p>次に掲げるもの及び特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等)による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十七條において準用する場合を含む。</p>	<p>第四十二條第三項(農林中央金庫及び特</p>

強化法第四十二條第三項の認可に係る業務の代理（媒介を含む。）に係る業務として委託する場合

（金融庁組織規則の適用関係）
第四十條 令附則第十八條の規定により金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第百九十二号）を適用する場合における次の表の上欄に掲げる金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える金 融庁組 織規則 の規定	読み替 えられ る字句	読み替える字句
-----------------------------	-------------------	---------

第十條 第四項 第三号	農水産 業協同 組合の	農水産業協同組合及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社をいう。第十二條第四項第二号及び第四号において同じ。）の
-------------------	-------------------	--

第十二 條第四 項第二 号	並びに 農林中 央金庫	並びに 農林中央金庫並びに特定承継会社
------------------------	-------------------	------------------------

第十二 條第四 項第四 号	相手方 並びに	相手方、 第四十二條第三項（農林中 央金庫及び特定農水産業協 同組合等による信用事業の 再編及び強化に関する法律 施行令（平成九年政令第八 号）附則第十七條において 準用する場合を含む。）
------------------------	------------	---

水産加 工業協 同組合	水産加工業協同組合並びに 特定承継会社のために銀行 法第二條第十四項各号に掲 げる行為のいづれかを行う 営業を行う者
-------------------	--

（他の命令の適用）
第四十一條 令附則第二十四條の主務省令で定め
る命令は、次のとおりとし、特定承継会社を銀行
とみなして、第一号から第三十九号までに掲
げる命令の規定を適用し、特定承継会社を信用
農業協同組合連合会とみなして、第四十号から
第五十九号までに掲げる命令の規定を適用す
る。

- 一 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）
- 二 消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省、法務省、厚生省、農林省令第一号）（第二十一條第一項第九号を除く。）
- 三 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）
- 四 農林漁業団体職員共済組合の財務及び会計に関する省令（昭和三十三年農林省令第四十一号）（第五條第二号を除く。）
- 五 清酒製造業者の安定に関する特別措置法施行規則（昭和四十五年大蔵省令第四十三号）
- 六 沖繩振興開発金融公庫法施行規則（昭和四十七年総理府令大蔵省令第一号）（第一條の四を除く。）
- 七 船員に関する賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年運輸省令第二十六号）（第二條第一項第二号を除く。）
- 八 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第一号を除く。）
- 九 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）（第百條第四項、第百七十七條の二第二項及び第百七十七條の三を除く。）
- 十 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）
- 十一 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第一号）（第八十三條第三項、第百五十二條の二第二項及び第百五十二條の三を除く。）
- 十二 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）
- 十三 消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）
- 十四 国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令（平成三年厚生省令第九号）
- 十五 商品投資顧問業者の業務に関する省令（平成四年通商産業省令第二十一号）（第十五條第一項第一号を除く。）

- 十六 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）（第百十條の十七第二項、第百十條の十九及び第百十一條第四項を除く。）
- 十七 古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）
- 十八 不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省令第二十一号）
- 十九 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）
- 二十 政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）
- 二十一 投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）
- 二十二 財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）
- 二十三 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）
- 二十四 独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百五十二号）
- 二十五 地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）
- 二十六 商品先物取引法施行規則（第四十三條第二項第一号、第七十四條第二項第一号、第百二十六條の十七第二号及び第百三十七條第二項第一号を除く。）
- 二十七 森林組合法施行規則（平成十八年農林水産省令第四十六号）
- 二十八 商品投資契約に基づいて出資された財産の分別管理に関する命令（平成十九年内閣府令経済産業省令第一号）
- 二十九 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成十九年総務省令第九十八号）
- 三十 独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令（平成十九年財務省令国土交通省令第一号）
- 三十一 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府令財務省令経済産業省令第一号）（第八十九條の四第二項、第八十九條の六及び第八十九條の十第一項を除く。）
- 三十二 株式会社日本政策金融公庫法施行規則（平成二十年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第四号）（第二十條を除く。）

- 三十三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）
- 三十四 PTA・青少年教育団体共済法施行規則（平成二十二年文部科学省令第二十四号）
- 三十五 総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）
- 三十六 東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）
- 三十七 認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府令、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）
- 三十八 株式会社国際協力銀行法施行規則（平成二十四年財務省令第十四号）
- 三十九 国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）
- 四十 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）
- 四十一 放送法施行規則（昭和二十五年電波管理委員会規則第十号）
- 四十二 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）
- 四十三 銀行法施行規則
- 四十三の二 信用金庫法施行規則（第百條第四項、第百七十七條の二第二項及び第百七十七條の三に限る。）
- 四十四 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（第六條に限る。）
- 四十四の二 労働金庫法施行規則（第八十三條第三項、第百五十二條の二第二項及び第百五十二條の三に限る。）
- 四十四の三 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（第百十條の十七第二項、第百十條の十九及び第百十一條第四項に限る。）
- 四十四の四 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（第五十條の三十一の二十七第二項、第五十條の三十一の二十九及び第五十條の三十一の四十七第一項に限る。）
- 四十五 信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第十五号）
- 四十六 信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第十六号）

- 三十三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）
- 三十四 PTA・青少年教育団体共済法施行規則（平成二十二年文部科学省令第二十四号）
- 三十五 総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）
- 三十六 東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）
- 三十七 認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府令、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）
- 三十八 株式会社国際協力銀行法施行規則（平成二十四年財務省令第十四号）
- 三十九 国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）
- 四十 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）
- 四十一 放送法施行規則（昭和二十五年電波管理委員会規則第十号）
- 四十二 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）
- 四十三 銀行法施行規則
- 四十三の二 信用金庫法施行規則（第百條第四項、第百七十七條の二第二項及び第百七十七條の三に限る。）
- 四十四 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（第六條に限る。）
- 四十四の二 労働金庫法施行規則（第八十三條第三項、第百五十二條の二第二項及び第百五十二條の三に限る。）
- 四十四の三 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（第百十條の十七第二項、第百十條の十九及び第百十一條第四項に限る。）
- 四十四の四 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（第五十條の三十一の二十七第二項、第五十條の三十一の二十九及び第五十條の三十一の四十七第一項に限る。）
- 四十五 信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第十五号）
- 四十六 信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第十六号）

- 四十七 労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令（平成六年大蔵省・労働省令第一号）
- 四十八 農水産業協同組合の優先出資に関する命令（平成六年大蔵省・農林水産省令第一号）（第五号第一号に限る。）
- 四十九 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）
- 五十 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）
- 五十一 沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）
- 五十二 農林中央金庫法施行規則（第四百四十七条の十六の十八第二項、第四百四十七条の十六の二十及び第四百四十七条の十六の三十八第一項に限る。）
- 五十三 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第七号）
- 五十四 地方独立行政法人法施行規則（平成十六年総務省令第五十一号）
- 五十五 会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）
- 五十六 金融商品取引業等に関する内閣府令（第二十六条に限る。）
- 五十七 公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）
- 五十八 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号）
- 五十九 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（第八十九条の四第二項、第八十九条の六及び第八十九条の十第一項に限る。）
- 六十 地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成二十年総務省令第八十七号）
- 六十一 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（第二十四条、第二十九条第九号及び第四十一条第一号に限る。）

読み替える命令の規定	読み替える字句	読み替える字句
長期信用銀行法施行規則第二十五条の十六第四号ニ	その法人	その法人（農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下この二及び第五号イにおいて「再編強化法」という。）附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつては、その取消しに係る特定承継会社（同項に規定する特定承継会社をいう。第五号イ及び第二十五条の二十二第二項において同じ。）
長期信用銀行法施行規則第二十五条の十六第四号ニ	経過しない者	経過しない者（農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。）

長期信用銀行法施行規則第二十五条の二十二第二項	第四十二條第三項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十九条において準用する場合同法第二十一条第二号に規定する信用農業協同組合連合会又は特定承継会社
又同法第二十一条第二号に規定する信用農業協同組合連合会又は特定承継会社	その法人（農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下この二及び第五号イにおいて「再編強化法」という。）附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつては、その取消しに係る特定承継会社（同項に規定する特定承継会社をいう。第五号イ及び第四百四十九条第二項において同じ。）
又同法第二十一条第二号に規定する信用農業協同組合連合会又は特定承継会社	経過しない者

労働金庫法施行規則第二百二十五条第二号ニ	経過しない者	経過しない者（農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。）
労働金庫法施行規則第二百二十五条第二号ニ	経過しない者	経過しない者（農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつては、その取消しに係る特定承継会社（同項に規定する特定承継会社をいう。第五号イ及び第四百四十九条第二項において同じ。）
労働金庫法施行規則第二百二十五条第二号ニ	経過しない者	経過しない者（農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつては、その取消しに係る特定承継会社（同項に規定する特定承継会社をいう。第五号イ及び第四百四十九条第二項において同じ。）

2 令附則第二十四条の規定により前項各号に掲げる命令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える命令の規定	読み替える字句	読み替える字句
長期信用銀行法施行規則第二十五条の十六第四号ニ	経過しない者	経過しない者（農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。）
長期信用銀行法施行規則第二十五条の十六第四号ニ	経過しない者	経過しない者（農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつては、その取消しに係る特定承継会社（同項に規定する特定承継会社をいう。第五号イ及び第四百四十九条第二項において同じ。）

労働金庫 法施行規 則第二百 四十五号 二	労働金庫 法施行規 則第二百 十五号 イ	労働金庫 法施行規 則第二百 三十一号 二	労働金庫 法施行規 則第二百 三十一号 二	労働金庫 法施行規 則第二百 三十一号 二
場合	経過 しな い者	経過 しな い者	経過 しな い者	経過 しな い者
う。附則第三十三条第一 項の規定により適用する 銀行法第二十七条又は第 二十八条の規定により再 編強化法附則第二十六 条第一項の認可を取り消 された場合にあつては、そ の取消しに係る特定承継 会社（同項に規定する特 定承継会社をいう。第五 号イ及び第三十一条第 二項において同じ。）	経過しない者（農林中央 金庫が再編強化法附則第 三十三条第一項の規定に より適用する銀行法第二 十七条又は第二十八条の 規定により再編強化法附 則第二十六条第一項の認 可を取り消された場合に あつては、その取消し の日から五年を経過しない 特定承継会社であつた者）	経過しない者（農林中央 金庫が再編強化法附則第 三十三条第一項の規定に より適用する銀行法第二 十七条又は第二十八条の 規定により再編強化法附 則第二十六条第一項の認 可を取り消された場合に あつては、その取消し の日から五年を経過しない 特定承継会社であつた者）	経過しない者（農林中央 金庫が再編強化法附則第 三十三条第一項の規定に より適用する銀行法第二 十七条又は第二十八条の 規定により再編強化法附 則第二十六条第一項の認 可を取り消された場合に あつては、その取消し の日から五年を経過しない 特定承継会社であつた者）	経過しない者（農林中央 金庫が再編強化法附則第 三十三条第一項の規定に より適用する銀行法第二 十七条又は第二十八条の 規定により再編強化法附 則第二十六条第一項の認 可を取り消された場合に あつては、その取消し の日から五年を経過しない 特定承継会社であつた者）
協同組合 による金 融事業に 関する法 律施行規 則第八十 三条第四 号二	協同組合 による金 融事業に 関する法 律施行規 則第八十 三条第四 号二	協同組合 による金 融事業に 関する法 律施行規 則第八十 三条第四 号二	協同組合 による金 融事業に 関する法 律施行規 則第八十 三条第四 号二	協同組合 による金 融事業に 関する法 律施行規 則第八十 三条第四 号二
信 用 業 者 の 協 同 組 合 の 連 合	信 用 業 者 の 協 同 組 合 の 連 合	信 用 業 者 の 協 同 組 合 の 連 合	信 用 業 者 の 協 同 組 合 の 連 合	信 用 業 者 の 協 同 組 合 の 連 合
その法人 が農林中央金庫及び特定 農水産業協同組合等によ る信用事業の再編及び強 化に関する法律（平成八 年法律第百十八号。以下 この二及び第五号イにお いて「再編強化法」とい う。）附則第三十三条第一 項の規定により適用する 銀行法第二十七条又は第 二十八条の規定により再 編強化法附則第二十六 条第一項の認可を取り消 された場合にあつては、そ の取消しに係る特定承継 会社（同項に規定する特 定承継会社をいう。第五 号イ及び第八十九条第二 項において同じ。）	経過しない者（農林中央 金庫が再編強化法附則第 三十三条第一項の規定に より適用する銀行法第二 十七条又は第二十八条の 規定により再編強化法附 則第二十六条第一項の認 可を取り消された場合に あつては、その取消し の日から五年を経過しない 特定承継会社であつた者）	経過しない者（農林中央 金庫が再編強化法附則第 三十三条第一項の規定に より適用する銀行法第二 十七条又は第二十八条の 規定により再編強化法附 則第二十六条第一項の認 可を取り消された場合に あつては、その取消し の日から五年を経過しない 特定承継会社であつた者）	経過しない者（農林中央 金庫が再編強化法附則第 三十三条第一項の規定に より適用する銀行法第二 十七条又は第二十八条の 規定により再編強化法附 則第二十六条第一項の認 可を取り消された場合に あつては、その取消し の日から五年を経過しない 特定承継会社であつた者）	経過しない者（農林中央 金庫が再編強化法附則第 三十三条第一項の規定に より適用する銀行法第二 十七条又は第二十八条の 規定により再編強化法附 則第二十六条第一項の認 可を取り消された場合に あつては、その取消し の日から五年を経過しない 特定承継会社であつた者）
協同組合 による金 融事業に 関する法 律施行規 則第八十 九条第二 項	協同組合 による金 融事業に 関する法 律施行規 則第八十 九条第二 項	協同組合 による金 融事業に 関する法 律施行規 則第八十 九条第二 項	協同組合 による金 融事業に 関する法 律施行規 則第八十 九条第二 項	協同組合 による金 融事業に 関する法 律施行規 則第八十 九条第二 項
第四 十二 条第 三項	第四 十二 条第 三項	第四 十二 条第 三項	第四 十二 条第 三項	第四 十二 条第 三項
第四十二條第三項（農林 中央金庫及び特定農水産 業協同組合等による信用 事業の再編及び強化に関 する法律施行令（平成九 年政令第八号）附則第十 七条において準用する場 合を含む。）	第四十二條第三項（農林 中央金庫及び特定農水産 業協同組合等による信用 事業の再編及び強化に関 する法律施行令（平成九 年政令第八号）附則第十 七条において準用する場 合を含む。）	第四十二條第三項（農林 中央金庫及び特定農水産 業協同組合等による信用 事業の再編及び強化に関 する法律施行令（平成九 年政令第八号）附則第十 七条において準用する場 合を含む。）	第四十二條第三項（農林 中央金庫及び特定農水産 業協同組合等による信用 事業の再編及び強化に関 する法律施行令（平成九 年政令第八号）附則第十 七条において準用する場 合を含む。）	第四十二條第三項（農林 中央金庫及び特定農水産 業協同組合等による信用 事業の再編及び強化に関 する法律施行令（平成九 年政令第八号）附則第十 七条において準用する場 合を含む。）
銀行法施 行規則第 八十三條 の第一項 第四号	銀行法施 行規則第 八十三條 の第一項 第四号	銀行法施 行規則第 八十三條 の第一項 第四号	銀行法施 行規則第 八十三條 の第一項 第四号	銀行法施 行規則第 八十三條 の第一項 第四号
指定	指定	指定	指定	指定
号の二において同じ。） （信託業務に係る事業を除 く。） 指定又は再編強化法附則 第三十三条第一項の規定 により適用する銀行法 （以下「銀行法」という。） 第五十二条の六十二第二 項の規定による指定	掲げる指定若しくは銀行 法第五十二条の六十二第 一項の規定による指定	掲げる指定若しくは銀行 法第五十二条の六十二第 一項の規定による指定	掲げる指定若しくは銀行 法第五十二条の六十二第 一項の規定による指定	掲げる指定若しくは銀行 法第五十二条の六十二第 一項の規定による指定

(欠格事由)
第四十二条 特定承継会社が法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会に対する第十一号第三項第十四号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替える字句	読み替える字句
第十一号第三項第十四号イ(3)	法人	法人(農林中央金庫が法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二十七条又は法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつては、その取消しに係る特定承継会社)
第十一号第三項第十四号イ(3)	銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十九号	銀行法
第十一号第三項第十四号イ(3)	銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十九号	銀行法

銀行法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合を含む。)

農林中央金庫等又は特定承継会社

場合(法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法(以下この(5)において「銀行法」という。)第五十二条の五十六第一項の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合を含む。)において

第二十七条(法附則第三十三条第一項の規定により適用する場合を含む。)

第十一号第三項第十四号イ(5)	場合(法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法(以下この(5)において「銀行法」という。)第五十二条の五十六第一項の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合を含む。)において	第二十七条(法附則第三十三条第一項の規定により適用する場合を含む。)
第十一号第三項第十四号イ(7)	第五十二条の五十六第二項(法附則第三十三条第二項の規定により適用する場合を含む。)	第五十二条の五十六第二項(法附則第三十三条第二項の規定により適用する場合を含む。)

区域(財務事務所を管轄する区域を除く。)内にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所(次項において「財務事務所等」という。)の管轄区域内にある場合にあつては財務事務所長又は出張所長(次項において「財務事務所所長等」という。)とする。)を經由して提出しなければならない。

2 特定承継会社は、申請書を財務局長又は福岡財務支局長に提出するときは、当該特定承継会社の本店の所在地を管轄する財務事務所長等があるときは、当該財務事務所所長等を経由して提出しなければならない。

(特定承継会社に係る財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の適用関係)

読み替える規定	読み替える字句	読み替える字句
第四十四条	特定承継会社について財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	読み替える字句
読み替える規定	読み替える字句	読み替える字句
読み替える規定	読み替える字句	読み替える字句

年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号)第十九条第一項第十八号、第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

読み替える規定	読み替える字句	読み替える字句
第十九条第一項第十八号	第四十二条第三項(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令(平成九年政令第八号)附則第十七条において準用する場合を含む。)	第四十二条第三項(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令(平成九年政令第八号)附則第十七条において準用する場合を含む。)
第十九条第二項	第四十二条第三項(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令(平成九年政令第八号)附則第十七条において準用する場合を含む。)	第四十二条第三項(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令(平成九年政令第八号)附則第十七条において準用する場合を含む。)
第十九条第三項	第四十二条第三項(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令(平成九年政令第八号)附則第十七条において準用する場合を含む。)	第四十二条第三項(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令(平成九年政令第八号)附則第十七条において準用する場合を含む。)

附則(平成一三年三月三〇日内閣府・農林水産省令第二号)
 この命令は、平成十三年四月一日から施行する。

法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。

附 則（令和四年一月三十一日内閣府・農林水産省令第一号）
この命令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月二四日内閣府・農林水産省令第四号）
この命令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月二八日内閣府・農林水産省令第五号）
この命令は、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十五号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則（令和四年四月二二日内閣府・農林水産省令第八号）
この命令は、令和四年六月二十二日から施行する。

附 則（令和四年六月一〇日内閣府・農林水産省令第九号）
この命令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年七月一日内閣府・農林水産省令第一〇号）
この命令は、令和四年七月七日から施行する。

附 則（令和四年七月一五日内閣府・農林水産省令第一一号）
この命令は、令和四年七月十六日から施行する。

附 則（令和四年九月二六日内閣府・農林水産省令第一四号）
この命令は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十九号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

附 則（令和五年一月二七日内閣府・農林水産省令第一号）
この命令は、令和五年三月三十一日から施行する。

附 則（令和五年五月二六日内閣府・農林水産省令第三号）
この命令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

附 則（令和六年一月三十一日内閣府・農林水産省令第一号）

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

附 則（令和六年三月二九日内閣府・農林水産省令第三号）抄
（施行期日）

第一条 この命令は、令和六年四月一日から施行する。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第四条の規定による改正後の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則別紙様式第五号は、施行日以後に終了する事業年度に係る代理事業に関する報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る代理事業に関する報告書については、なお従前の例による。

附 則（令和六年五月一七日内閣府・農林水産省令第四号）
この命令は、令和六年五月十八日から施行する。

別表（第十一条第八項関係）
届出事項
記載事項
添付書類

届出事項	記載事項	添付書類
一 新名称	一 理由書	一 理由書
二 旧名称	二 変更後の定款及び総会の議事録	二 変更後の定款及び総会の議事録
三 変更年月日	一 理由書	一 理由書
業務代理組合の名称の変更	二 業務代理組合の登記事項証明書	二 業務代理組合の登記事項証明書
業務代理組合の役員の変更	一 変更があつた役員及び職員の氏名又は名称及び役職名	一 変更があつた役員及び職員の氏名又は名称及び役職名
	二 就任又は退任年月日	二 就任又は退任年月日
	三 就任する役員に係る次に掲げる書面	三 就任する役員に係る次に掲げる書面
	イ 履歴書	イ 履歴書
	ロ 住民票の抄本又はこれに代わる書面	ロ 住民票の抄本又はこれに代わる書面
	ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて第十一条第八項の届出書に記載した場合において、口に掲げる書面が当該	ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて第十一条第八項の届出書に記載した場合において、口に掲げる書面が当該

業務代理組合	事務所	名称及び変更	理由書
一 設置した事務所	一 設置した事務所	一 設置した事務所	一 理由書
二 所在地	二 所在地	二 設置した事務所	二 設置した事務所
三 設置した事務所で行う代理事業の内容	三 設置した事務所で行う代理事業の内容	三 設置した事務所	三 設置した事務所
四 事業開始年月日	四 事業開始年月日	四 設置した事務所	四 設置した事務所
業務代理組合	業務代理組合	業務代理組合	業務代理組合
一 設置した事務所	一 設置した事務所	一 設置した事務所	一 理由書
二 所在地	二 所在地	二 設置した事務所	二 設置した事務所
三 設置した事務所で行う代理事業の内容	三 設置した事務所で行う代理事業の内容	三 設置した事務所	三 設置した事務所
四 事業開始年月日	四 事業開始年月日	四 設置した事務所	四 設置した事務所
業務代理組合	業務代理組合	業務代理組合	業務代理組合
一 設置した事務所	一 設置した事務所	一 設置した事務所	一 理由書
二 所在地	二 所在地	二 設置した事務所	二 設置した事務所
三 設置した事務所で行う代理事業の内容	三 設置した事務所で行う代理事業の内容	三 設置した事務所	三 設置した事務所
四 事業開始年月日	四 事業開始年月日	四 設置した事務所	四 設置した事務所

業務代理組合	事務所	名称及び変更	理由書
一 新たに他の法人の常務に就任することになった役員	一 新たに他の法人の常務に就任することになった役員	一 新たに他の法人の常務に就任することになった役員	一 理由書
二 開始又は廃止した業務の種類	二 開始又は廃止した業務の種類	二 開始又は廃止した業務の種類	二 理由書
三 開始又は廃止年月日	三 開始又は廃止年月日	三 開始又は廃止年月日	三 理由書
業務代理組合	業務代理組合	業務代理組合	業務代理組合
一 新たに他の法人の常務に就任することになった役員	一 新たに他の法人の常務に就任することになった役員	一 新たに他の法人の常務に就任することになった役員	一 理由書
二 開始又は廃止した業務の種類	二 開始又は廃止した業務の種類	二 開始又は廃止した業務の種類	二 理由書
三 開始又は廃止年月日	三 開始又は廃止年月日	三 開始又は廃止年月日	三 理由書
業務代理組合	業務代理組合	業務代理組合	業務代理組合
一 新たに他の法人の常務に就任することになった役員	一 新たに他の法人の常務に就任することになった役員	一 新たに他の法人の常務に就任することになった役員	一 理由書
二 開始又は廃止した業務の種類	二 開始又は廃止した業務の種類	二 開始又は廃止した業務の種類	二 理由書
三 開始又は廃止年月日	三 開始又は廃止年月日	三 開始又は廃止年月日	三 理由書

項目	1. 否	2. 是	3. 否	4. 是	5. 否	6. 是	7. 否	8. 是	9. 否	10. 是	11. 否	12. 是
1. 是否遵守各項法律法規及行政法規												
2. 是否遵守證券交易所上市規則												
3. 是否遵守有關環境保護的法律法規												
4. 是否遵守有關勞工權益的法律法規												
5. 是否遵守有關稅務的法律法規												
6. 是否遵守有關反洗黑錢的法律法規												
7. 是否遵守有關數據私隱的法律法規												
8. 是否遵守有關消費者權益的法律法規												
9. 是否遵守有關產品安全及品質的法律法規												
10. 是否遵守有關競爭法的法律法規												
11. 是否遵守有關公平貿易的法律法規												
12. 是否遵守有關反壟斷的法律法規												

項目	1. 否	2. 是	3. 否	4. 是	5. 否	6. 是	7. 否	8. 是	9. 否	10. 是	11. 否	12. 是
1. 是否遵守有關環境保護的法律法規												
2. 是否遵守有關勞工權益的法律法規												
3. 是否遵守有關稅務的法律法規												
4. 是否遵守有關反洗黑錢的法律法規												
5. 是否遵守有關數據私隱的法律法規												
6. 是否遵守有關消費者權益的法律法規												
7. 是否遵守有關產品安全及品質的法律法規												
8. 是否遵守有關競爭法的法律法規												
9. 是否遵守有關公平貿易的法律法規												
10. 是否遵守有關反壟斷的法律法規												

項目	1. 否	2. 是	3. 否	4. 是	5. 否	6. 是	7. 否	8. 是	9. 否	10. 是	11. 否	12. 是
1. 是否遵守有關環境保護的法律法規												
2. 是否遵守有關勞工權益的法律法規												
3. 是否遵守有關稅務的法律法規												
4. 是否遵守有關反洗黑錢的法律法規												
5. 是否遵守有關數據私隱的法律法規												
6. 是否遵守有關消費者權益的法律法規												
7. 是否遵守有關產品安全及品質的法律法規												
8. 是否遵守有關競爭法的法律法規												
9. 是否遵守有關公平貿易的法律法規												
10. 是否遵守有關反壟斷的法律法規												

附註：
 1. 以上表格只供參考，並非保證公司遵守各項法律法規。
 2. 如發現任何違規情況，請立即向有關監管機構舉報。
 3. 如發現任何違規情況，請立即向有關監管機構舉報。
 4. 如發現任何違規情況，請立即向有關監管機構舉報。

	()	()	()	
--	-----	-----	-----	--

記載上の注意
 1. 特許法における第1条第2項第2号イ(2)に規定する発明の種類の種別を付した件数及び種別数を記載すること。
 2. 「発明」欄は、発明行為を行ったものうち、発明中に発明の種類に属した件数を記載すること。
 3. 「発明種別」欄は、発明中に発明の種類に属したものの特許権の交付の有無を記載すること。
 4. 「特許」及び「特許権」欄(1)には、特許化された発明の種別(第1条第2項第2号イ)に規定する発明の種類に属したものの特許権の交付の有無を記載すること。
 (2) 為替取引関係

(単位：件)			
件	種	種	種

記載上の注意
 1. 「特許」欄は、発明中における発明の種類(第1条第2項第2号イ(2))に規定する発明の種類に属した件数及び種別数を記載すること。
 2. 「発明」欄は、発明中における発明の種類(第1条第2項第2号イ(2))に規定する発明の種類に属した件数及び種別数を記載すること。
 (3) 多国籍的発明

(1)から(3)までの代理事務所に係る多国籍的発明の件数	(単位：件)
()	

記載上の注意
 1. 「特許」欄は、発明中に特許権発出の発明のうち発明の種類に属した件数及び種別数を記載すること。